

「庄内川水系河川整備計画（原案）」に対する

ご意見とその対応

平成 19 年 8 月 3 日

国土交通省中部地方整備局

■ 庄内川水系河川整備計画（原案）に対する意見聴取結果

| 意見者分類 | | 意見提出者数 (人または機関) | 意見数 (件) |
|-------------|----------|--------------------|------------|
| 流域住民 | 公聴会（公述人） | 13 | 35 |
| | その他、一般 | 11 | 70 |
| | 関係行政機関 | 21 | 97 |
| 土岐川庄内川流域委員会 | | 12 | 66 |
| 合計 | | 計 36 人、21 機関 | 268 件 |

■ ご意見の対応分類について

| 意見数（件） | | 対応分類 |
|--------|------------------|----------------------------------|
| 268 | 111 | ・整備計画（原案）に既に記載されているもの |
| | | ・単純な語句の修正等 |
| | 218 | ・文章の強調や、説明の追記、図表の更新等 |
| | | ・整備計画（原案）への感想 |
| 50 | ・単純な質問や確認事項 | ■整備計画（原案）で既に記載されているもの、修正、強調をしたもの |
| | ・現時点では決定されていないもの | ■整備計画（案）で修正、強調等をしなかったもの（上記以外） |
| | ・今後調整検討していくもの | 等 |

■ 「庄内川水系河川整備計画（原案）」に対するご意見とその対応に対する記載例

| 関連項目 | 指摘頁 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------------------------|----------------|--|---|-------------------------------|--|
| 河川整備計画（原案）の目次を明記しています。 | 原案の頁を明記していません。 | 意見提出者からいただいた、原案に対するご意見と質問を記載しています。なお、いただいたご意見は、原則加工せずに明記しています。 | 意見者の分類として、「一般」「公述人」「委員」「行政」のいずれかを明記しています。 | ご意見及び質問に対する河川管理者の考え方を明記しています。 | 原案の修正箇所は、削除部分を取り消し線、追記・変更部分等を下線を引く等、明記しています。また、原案に記載している部分は、「記載済」と明記しています。その他の対応については、「一」を明記しています。 |

■「庄内川水系河川整備計画（原案）」に対するご意見・質問【項目整理】

| 目次 | ご意見数 | 原案を修正箇所 | 頁 |
|------------------------------------|------|---------|----|
| 第1章 庄内川流域及び河川の概要 | | | 1 |
| 第1節 流域及び河川の概要 | 0 | 0 | 1 |
| 第1項 流域及び河川の概要 | 0 | 0 | 1 |
| 1 流域の概要 | 1 | 1 | 1 |
| 2 地形 | 1 | 1 | 3 |
| 3 地質 | 1 | 1 | 3 |
| 4 気候 | 1 | 1 | 4 |
| 5 人口 | 0 | 0 | 5 |
| 6 土地利用 | 3 | 1 | 5 |
| 7 産業、経済 | 0 | 0 | 6 |
| 8 交通 | 1 | 1 | 7 |
| 第2項 治水の沿革 | 0 | 0 | 8 |
| 1 水害の歴史 | 1 | 1 | 8 |
| 2 治水事業の沿革 | 3 | 2 | 10 |
| 第3項 利水の沿革 | 0 | 0 | 13 |
| 1 利水の沿革 | 5 | 3 | 13 |
| 第2章 流域及び河川の現状と課題 | | | 15 |
| 第1節 河川整備の現状と課題 | 0 | 0 | 15 |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題 | 0 | 0 | 15 |
| 1 流域の特性 | 1 | 1 | 15 |
| 2 災害の発生状況 | 0 | 0 | 16 |
| 3 河道整備の現状と課題 | 36 | 26 | 18 |
| 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題 | 0 | 0 | 29 |
| 1 河川の適正な利用 | 0 | 0 | 29 |
| 2 流水の正常な機能の維持 | 6 | 5 | 29 |
| 第3項 河川環境の現状と課題 | 0 | 0 | 31 |
| 1 河川環境の特徴 | 2 | 1 | 31 |
| 2 河川空間の利用 | 8 | 2 | 35 |
| 3 自然環境 | 1 | 0 | 37 |
| 4 河川景観 | 1 | 0 | 38 |
| 5 水質 | 5 | 2 | 38 |
| 第3章 河川整備の目標に関する事項 | | | 41 |
| 第1節 河川整備計画対象区間 | 1 | 1 | 41 |
| 第2節 河川整備計画対象期間 | 0 | 0 | 42 |
| 第3節 河川整備計画の目標 | 0 | 0 | 42 |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 | 0 | 0 | 42 |
| 1 安全性の確保 | 6 | 1 | 42 |
| 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 | 0 | 0 | 43 |
| 1 河川水の適正な利用 | 0 | 0 | 43 |
| 2 流水の正常な機能の維持 | 0 | 0 | 43 |
| 第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 | 3 | 0 | 44 |
| 1 人と河川との豊かなふれあいの確保 | 0 | 0 | 44 |
| 2 良好な自然環境の保全、再生 | 0 | 0 | 44 |
| 3 良好な景観の維持、形成 | 0 | 0 | 44 |
| 4 水質の保全 | 2 | 0 | 44 |
| 第4章 河川整備の実施に関する事項 | | | 45 |
| 第1節 河川整備の基本的な考え方 | 12 | 0 | 45 |
| 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減 | 2 | 2 | 46 |
| 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 | 0 | 0 | 46 |

| 目次 | ご意見数 | 原案を修正箇所 | 頁 |
|---|------|---------|----|
| 3 河川環境の整備と保全 | 4 | 0 | 46 |
| 第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | 2 | 0 | 47 |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 | 0 | 0 | 47 |
| 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備 | 17 | 9 | 47 |
| 2 河川整備計画整備箇所 | 6 | 4 | 57 |
| 3 河川整備上の配慮事項 | 4 | 1 | 59 |
| 第2項 河川環境の整備と保全に関する事項 | 0 | 0 | 60 |
| 1 人と河川との豊かなふれあいの確保 | 11 | 0 | 60 |
| 2 良好な自然環境の保全、再生 | 17 | 5 | 62 |
| 3 良好な景観の維持、形成 | 0 | 0 | 65 |
| 4 水質の保全 | 8 | 2 | 68 |
| 5 環境整備箇所 | 0 | 0 | 69 |
| 第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 | 0 | 0 | 71 |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 | 0 | 0 | 71 |
| 1 河川維持管理の考え方 | 0 | 0 | 71 |
| 2 河川管理施設等の機能の確保 | 6 | 5 | 72 |
| 3 平常時の管理 | 4 | 1 | 75 |
| 4 洪水時などの管理 | 10 | 5 | 77 |
| 5 防災関係施設の整備 | 5 | 5 | 81 |
| 6 河川情報システムの整備 | 0 | 0 | 83 |
| 7 被害を最小化するための取り組み | 8 | 3 | 85 |
| 8 排水ポンプ運転調整ルール的確な運用、基準の見直し | 1 | 0 | 86 |
| 9 流域における危機管理対策の推進 | 5 | 2 | 86 |
| 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | 0 | 0 | 87 |
| 1 河川水の利用 | 1 | 0 | 87 |
| 2 渇水時の管理 | 0 | 0 | 87 |
| 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 | 0 | 0 | 88 |
| 1 河川空間の適正な利用 | 6 | 0 | 88 |
| 2 良好な自然環境の保全 | 1 | 0 | 89 |
| 3 良好な景観の保全 | 0 | 0 | 89 |
| 4 水質の保全、監視 | 4 | 0 | 90 |
| 5 水質事故への対応 | 0 | 0 | 91 |
| 第5章 地域と連携した取り組み | | | 92 |
| 第1節 人と川との関わりについて | 7 | 1 | 92 |
| 1 地域と進める川づくり | 2 | 0 | 92 |
| 2 社会的な課題への支援 | 0 | 0 | 93 |
| 3 健全な水循環系の構築 | 10 | 1 | 94 |
| 4 流域における対策 | 3 | 2 | 94 |
| 第2節 庄内川の川づくりの進め方 | 0 | 0 | 95 |
| 1 地域とのコミュニケーション | 4 | 1 | 95 |
| 2 住民参画による川づくりの推進 | 1 | 1 | 95 |
| 3 国際的な交流や情報交換等の促進 | 0 | 0 | 96 |
| （附図） | | | |
| 庄内川平面図【大臣管理区間】 | 0 | 0 | |
| 河川整備計画整備箇所詳細図 | 5 | 4 | |
| 縦断面図 | 1 | 1 | |
| 主要地点横断面 | 1 | 1 | |
| その他 | 11 | 0 | |

| 関連項目 | 指 摘 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------------------|-----|--|----------|--|---|
| 第1章 庄内川流域及び河川の概要 | | | | | |
| 第1節 流域及び河川の概要 | | | | | |
| 第1項 流域及び河川の概要 | | | | | |
| 1 流域の概要 | 2 | 図1.1.1中の「位置図」中の庄内川流域(緑の塗り分け部分)の指定(大きさ)が間違っている(中津川市付近まで含まれている)。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 図1.1.1を修正 |
| 2 地形 | 3 | 3ページ 5行目 自然堤防、後背湿地、三角州、干拓地イコール低平地という感じだとれるので、自然堤防、後背湿地、三角州、及び干拓地から成る低平地とし、あわせて0m地帯にもふれたらどうか。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 名古屋市北部より下流は自然堤防、後背湿地、三角州、及び干拓地から成る低平地が広がっている。また、庄内川下流部は濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯に位置している。 |
| 3 地質 | 3 | 3ページ 7行目 中央構造線は大断層帯であるが、内帯はその日本海側を指すのであつて、大断層帯イコール内帯ではないため、「中央構造線と呼ばれる大断層帯の」部分を削除するか何らかの文章表現の変更が必要である。また、中央構造線と大断層帯のルビも不用ではないか。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 庄内川流域は、西南日本内帯 ^{ナガノ} に位置し、新生代第三紀末の鮮新世 ^{センシン} の構造層群(瀬戸層群)が広く分布している。 |
| 4 気候 | 4 | 4ページ 4気候 東海式気候は太平洋側気候(太平洋岸型気候あるいは太平洋岸式気候)の中の1つであるが、この文章では東海式気候と太平洋岸式気候が対峙しているような感じも受ける。東海式気候の前に「太平洋式気候の中の」のような語句を挿入したらいかがか。愛知教育大学の気候学者・大和田道雄氏は愛知県南西部の気候について、次のように記している。「東海式気候は一般的には気温差が小さく温暖であるが、若狭湾から伊勢湾にかけての地域は、風の通り道になつていて、夏は南から強めつた高温の空気が吹き込んで蒸し暑く、紀伊半島…」 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 中下流部は濃尾平野に位置し、太平洋式気候の中の東海式気候に属している。 |
| 5 人口 | | | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 図1.1.8の示すとおり市街化が進み、山林や水田の減少がみられる。 |
| 6 土地利用 | 5 | 5ページ 土地利用 3行目 図1.1.11は1.1.8の間違ひ。 8行目 「近年まで残されていた」の部分、開発から取り残されていたとか残されていた農地とかの説明が必要。人口ともあわせて、庄内川の下流域時に本川沿いは開発の余地がほとんどないほどに都市化が進行していることを指摘する必要がある。 | 委員 | p5の下から6行目の「昭和30年代より～」の中で説明しています。また、p6図1.1.8の都市化の進行を表しています。 | 記載済 |
| 7 産業、経済 | 6 | p6流域の土地利用分布図 東濃地域は全国有数のゴルフ場銀座！ゴルフ場を「山林」と分けて描いてみてはどうか。 | 委員 | 今後の流出計算等における検討では分類する必要があると思いますが、整備計画でご意見として伺わせていただきます。 | - |
| 8 交通 | 7 | 交通網図が古い 「自動車専用道路」はR23(一部)、R25も含まれるのでは？ | 行政 | 「自動車専用道路」→「高規格幹線道路」と対応します。 | 図1.1.9を修正 |

| 関連項目 | 指図書 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|-----------|---|--------|------|--|---|
| 第2項 治水の沿革 | | | | | |
| 1 水害の歴史 | 8 P10 2 段落目 庄内川は、→ 庄内川流域では | | 委員 | 「庄内川流域」と対応します。また、用語は下記のとおりに定義します。 庄内川：川の固有名称あるいは象徴的（代表的）に用いる場合 庄内川水系：庄内川及び支川、派川（新川、堀川）を含めた場合 庄内川流域：降雨や降雪が庄内川に流入する全地域。集水区域 | 庄内川流域は、昭和34年9月伊勢湾台風 |
| 2 治水事業の沿革 | 10 P10 1行目 徳川義直の名古屋築城 → 徳川家康の名古屋築城 | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 慶長15年（1610年）徳川家康の名古屋築城とともに |
| | 10 10ページ 2 治水事業の沿革 庄内川の治水は、現在の名古屋市中心部を防御する重要な使命があることを新川が開削された歴史的背景や「小田井人足」の語などもまじえておかないと、洗濯問題の重要性にもつながらない。 | | 委員 | 右記のとおり対応します。 | その後、庄内川下流部右支川の合流点付近の排水不良の改善と、本川下流部の治水被害軽減等を目的に、庄内川下流部右岸に新川洗濯を築道・分派し、ほぼ庄内川と並走して伊勢湾に至る新川の開削（天明の治水）（1784年）が行われた。 |
| | 11 一色特権の協定はH13年度ですが、着手はH12でOKですか？ | | 行政 | 予算上はH12年度着手となっています。 | — |
| 第3項 利水の沿革 | | | | | |
| 1 利水の沿革 | 13 13ページ 1 利水の沿革 庄内川の利水は → 庄内川は上水道の前に、「中でも」というような語句が必要 許可水利 → 許可水利権水量 | | 行政 | 右記のとおり対応します。 お問い合わせください。 | — |
| | 13 文章中「・・・木曾川水系からの東濃用水、愛知用水、木曾川用水、名古屋市上水道用水等に・・・」 「東濃用水」と「名古屋市上水道用水」と「愛知用水、木曾川用水」を並列で記述するものではないと考える（「用水」の意味が異なる）。 図1.1.11 木曾川からの水供給模式図についても同様。 ・現在「東濃用水」という名称はない。 | | 行政 | 利水という意味で並列記述しています。ただし、本文中と図1.1.11の「東濃用水」を「東郡広域水道」に修正します。 | 現在、都市用水及び農業用水の多くは木曾川水系からの東郡広域水道、愛知用水、 |
| | 13 P13 利水状況【質問】木曾川からの流入水（東濃用水・愛知用水等）の数値（概略でよい）は入れられないか。 | | 委員 | 第4回流域委員会資料に、木曾川からの許可水利権が（上水道で東濃用水1.9m ³ /s、愛知用水6.5m ³ /s等）とありますが、設定されている水利権が全て庄内川流域に供給されているわけではなく、また自流も含まれるため、整備計画への数値の明示は行いません。 | — |
| | 13 「木曾川用水」→修文「木曾川総合用水」 図1.1.11は、図2.1.15（F30）と同様に、木曾川総合用水の供給エリアを記載（点線で囲む）した方が良い。 | | 行政 | 正式な事業の名称は「木曾川用水」であることから、修正いたしません。右記のとおり対応します。 | 図1.1.11を修正 |

| 関連項目 | 指図書 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|-----------------------------------|----------|--|------|--|--|
| 第2章 流域及び河川の現状と課題 | | | | | |
| 第1節 河川整備の現状と課題 | | | | | |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題 | | | | | |
| 1 流域の特性 | 15 | 15ページ 1流域の特性 上流部は盆地と渓谷だけではなく、山地も必要。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 庄内川流域の地形を大別すると、瑞浪、土岐、多治見の3つの盆地と渓谷、山地からなる上流部と、 |
| 2 災害の発生状況 | | | | | |
| | 18 19 | 「平成12年9月洪水」→「平成12年9月東海豪雨」その他も統一する。 →P42参照 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | (p18) 激特事業が完成しても平成12年9月東海豪雨と同規模の洪水に対して、 (p19) 中流部では、平成12年9月東海豪雨と同規模の洪水に対しては、 (p19) 支川矢田川では、平成12年9月東海豪雨と同規模の洪水に対して、 (P42) 観測史上最大の洪水となった平成12年9月東海豪雨(愛知県区間)及び |
| | 18 | 図2.1.4庄内川水位縦断面図(上流部)内 ×「東濃上水道管橋」→「岐阜東部上水道水管橋」 (国部整庄占第3-23号(H18.2.2)占用許可) | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 図2.1.4を修正 |
| | 18 | P. 18 「計画高水位以下の堤防が一部残っている。」とありますが、堤防はすでにほとんど整備済みであるという印象を、P. 18で述べた後では(P. 20)堤防の状況が書かれていますが、P. 18で述べたんだ段階で誤解を受けないように、「また、堤防が整備されている所でも、暫定堤防、暫々定堤防が多く残されています(P. 20)」といったような記述を付け加えておいたほうが良いのではないのでしょうか？ | 委員 | 右記のとおり対応します。 | その後、小里川ダムが平成15年度に完成したため、土岐川の治水安全度は大幅に向上しているが、完成堤防が少なく、計画高水位以下の堤防が一部残っている。 |
| | 18 | 激特事業は築堤と河道規制のセットなので「対応できる河道規制量に限界があったため」の記述は、激特=河道規制と誤解を与えてしまう恐れがあるので修正が必要。 | 行政 | 「平成12年度から着手し、河道の規制、築堤・堤防強化、橋梁の改築、新川氾濫の改築、小田井遊水地の改築、水防拠点の整備を行い平成16年度に完成した」と前述しています。 | 記載済 |
| 3 河道整備の現状と課題 | 18 | P18河道整備の現状と課題 【質問】激特で整備された小田井遊水地の貯留機能はどの程度の出水規模を想定しているか？ 【意見】将来計画として「新たな遊水地の整備の活用」について、方向性だけでも触れられないか。 | 委員 | 小田井遊水地は激特事業で1m越え堤を嵩上げ実施し、140m ³ /sの洪水調節効果があります。下流部にできるだけ洪水を持ち込まないよう、新たな遊水地については、遊水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じます。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾台風を超える高潮や洪水に対しても、被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じます。(p86を右記のとおり修正する) | (P86) 9.流域における危機管理対策の推進 このため、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないように、上中流域における保水浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じます。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾台風を超える高潮や洪水に対しても、被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じます。 |
| | 18 | 【文章の修正】 「また、河道規制量の限界から既設排水機場の排水量を河道で対応することができなかつたため、河川の水位が危険な状態に達した場合、排水ポンプの運転を停止せざるを得ない状態となっている。さらに、画境高まで築堤したため、堤防高のアンパランスが生じている」とも、平成12年9月東海豪雨時には浸透による法崩れが発生するなど、堤防の浸透に対する安全性が確保されいないため、庄内川本川の水位が危険な状態に達した場合には既設排水機場からの排水を停止せざるを得ない状況となっている。激特事業では全ての堤防を築堤したことから、低い堤防を計画堤防高まで築堤した箇所と築堤を行わなかった箇所において堤防高のアンパランスが生じているとともに、平成12年9月東海豪雨時には浸透による堤防の法崩れが発生するなど、堤防の浸透に対する安全性が確保されいない。」 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | また、河道規制量の限界から、計画高水位を上回る区間があり、既設排水機場の排水量を庄内川の河道で対応することができないため、庄内川本川の水位が危険な状態に達している。低い堤防を計画堤防高まで築堤した箇所と築堤を行わなかった箇所において堤防高のアンパランスが生じているとともに、平成12年9月東海豪雨時には浸透による堤防の法崩れが発生するなど、堤防の浸透に対する安全性が確保されいない。 |
| | 18 19 | 【文章の修正】 18ページ最下段から19ページ最上段にかけて文章が続いていない。 | 行政 | | |
| | 19 | 19ページ 1行目 「堤防を」の前に「低い」という意味の語句を挿入。 | 委員 | | |

| 関連項目 | 指摘 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|-----------------|---|---|--------------------------|--|----------------|
| 3 河道整備の現状と課題 | 19 | 【文章の修正】 5行目「改修等の支川改修」とあり文章が不適切である。 ・勤務する会社が平成12年9月の東海豪雨で浸水し多大な被害を受けました。その後、庄内川や新川の整備が続けられており、大変有り難く思います。 ・毎回、資料をご送付いただき庄内川水系に対しての取り組みが良く分かります。 ・写真・図・データ等が多く掲載されており、また市民の意見も大変参考になりました。 | 行政 | 「支川改修」は、地蔵川、内津川に関する改修を意味していません。 | - |
| | 20 | 直轄管理区間→大臣管理区間に修正 | 行政 | 表2.1.1を右記のとおり対応します。 | 表2.1.1に備考欄を修正 |
| | 20 | 1. 整備計画書原案では八田川は暫定改修区間の扱いになっており、特に橋梁横断箇所での桁下不足がある。しかし、整備計画書では桁下不足箇所をはじめとして今後の全体改修計画の記載が無い。美濃橋上流区間の河川改修と桁下不足箇所の対策について今後の改修計画をどのように扱うのか明示をお願いしたい。 | 一般 | 平成12年9月の東海豪雨時に支川八田川において越水による浸水被害が発生し、緊急的な再度災害防止対策として八田川緊急改修事業を推進しました。その結果、平成17年度までに東海豪雨に対する流下能力が確保され、平成30年度に東海豪雨発生時の流下能力が向上し、美濃橋から上流の掘込河道区間に新たな負担が生じ、破堤等の甚大な被害が発生することが想定されます。このため、本川下流部の整備の進捗状況を踏まえ、八田川自体の上下流部の整備を実施し、概ね30年間の河川整備計画では、八田川については、昭和58年4月「流況調整河川・木曾川導水事業」の建設事業採択に伴い直轄編入された河川であるため、平成12年11月木曾平成12年9月の東海豪雨時に八田川に移管されるべきでしたが、平成12年9月の緊急的な再度災害防止対策として直轄事業として緊急改修事業を推進してきました。平成17年度をもって東海豪雨に対する流下能力が確保されることから、愛知県への管理移管に向けた協議を進めてい | - |
| 21 | 2.1 「2」浸食対策の状況に書かれている3行と、「3」浸食対策の状況の始めの3行の文章は全く同じである。まとめて書くなど、書き方の工夫が必要ではないか？（内容に関する意見ではありませんが、他にも、ちよつと気になる部分（文章が離れている部分）と感 | 委員 | 「2」浸食対策の状況」を右記のとおり対応します。 | 浸食等による浸食から堤防や河岸を保護するために、堤防や河道掘削等の整備に併せて護岸整備を進めてきた。しかし、河床変動などによって新たに水衝部となり、24.1k左岸、25.1k左岸のように局所洗掘等が生じている箇所がある。 | |
| 21 | 21ページ 2)浸食対策の状況 1～3行目だけの説明では浸食対策の説明にはなっていない。 | 委員 | | | |
| 21 | 21ページ 2)浸食対策の状況 浸食対策の状況について、具体的な場所は示さなくてよいか。 | 行政 | | | |

| 関連項目 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--------------|---|------|--|--|
| | 22 22ページ 2段落目 伊勢湾台風が満潮時に再来 → 伊勢湾台風と同規模の台風が | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 伊勢湾台風と同規模の台風が満潮時に再来した場合 |
| | 23 23ページ 2) 地震・津波対策の状況 2段落目は長文すぎる。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | しかし、平成14年4月に名古屋、甚目寺町、大治町などの庄内川下流部が東海地震に係る地震対策強化地域に追加され、平成15年7月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき防災対策推進地域に指定されている。 |
| | 24 堤防整備や河川管理上の支障があるなら占用を取り消すのが当然である。原案の文章でいいのか。 | 行政 | P24は占用物件の現状と課題を示しています。「庄内川水系河川環境管理基本計画」等におけるゾーンングを踏まえて対応します。 | 記載済 |
| | 24 直轄管理区間→大臣管理区間に修正 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 庄内川の大臣管理区間には、道路橋や鉄道橋、水管橋などの橋梁が設置されており、 |
| | 24 橋梁名の修正 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | (P24)文章中の修正 特に、洪水の安全な流下を著しく阻害している批把島地区の東海道新幹線庄内川橋梁、東海道本川線批把島橋梁 |
| | 25 橋梁名の修正 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表2.1.4を修正 |
| | 25 表2.1.4中の桁下不足→桁下高不足 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表2.1.4を修正 |
| 3 河道整備の現状と課題 | 25 表2.1.4重要水防箇所 ×「東濃上水道水管橋」→○「岐阜東部上水道水管橋」 (国部整庄占第3-23号(H18.2.2)占用許可) | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表2.1.4重要水防箇所 番号40橋梁を「岐阜東部上水道水管」と記載 |
| | 25 表2.1.4の概要のうち、応対基準について注が必要ではないか。表欄外の注との関連がわかりにくい。 | 委員 | | |
| | 25 表2.1.4の概要のうち、応対基準について注が必要ではないか。表欄外の注との関連がわかりにくい。 | 委員 | | |
| | 25 P25 重要水防箇所(橋梁)の表の下段に記載がある計画高水規模の洪水の水位を算定する際の計画高水流量はP43における河道の整備目標流量配分図と同じなのではないか。今回の河川整備計画の目標はあくまでもP43の配分図であるのであればP25の橋梁を評価する際も同様の手続きで行う必要があると考えます。また、今回の河川整備計画の堤防整備等は主に計画高水流量規模の洪水の水位以下の堤防のみが対象にならず、P25の橋梁の評価のまま記載するのではなく、堤防の能力不足箇所においても同等の評価における結果を記載すべきと考えます。 | 行政 | P25の表2.1.4は現状と課題として現在の断面で、基本方針の下段に桁下不足等とすることを表していますが、現況河道では河川管理施設構造令の基準は満たされていますが、構造令の基準が満たされていない橋梁は適用に河床不足と追記するとともに、右記のとおり注釈を明記し、説明します。 | ※1) 河床不足：河川管理施設等構造令による桁下高基準は満たされている(SS1以前のもの)については構造令を適用していないが、現在の基準を満たしている)が、河床が不足しているもの。 ※2) 桁下不足：現在の河川(計画高水位)以下となる橋梁又は桁下高と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない橋梁 ※3) 応対基準：河川管理者施設等応対基準に基づき改善措置が必要な橋梁 |
| | 25 安全・安心な川造りとの事で色々整備されているがそこには順位付けの存在も承知はするもののJR関西線の運床が庄内川堤防天端より低いこととは川床掘削で水位が下げられると言うもの5.0cm・1mのものまづは道末を上げておいたのち他の施策を施行してほしいです。批把島三橋の工事と同等に扱ってほしいと思います。 | 一般 | 整備計画では、JR関西線の築堤部の対策として、河道掘削と橋脚保護で目的が達成されると考えています。(P57、表4.2.15に明記) | 記載済 |
| | 26 「遊休化した堰」は具体的にどここの堰を指しているのか。また、今後堰の管理等の課題に対して河川管理者としてどのように取り組んで行われるかお示し下さい。 | 一般 | 遊休化した堰は、多治見水道取水堰です。また、堰の管理等の課題に対する取り組みについては、堰の管理者と連携、調整を図りながら、必要に応じて対策を検討します。 | |

| 関連項目 | 指摘頁 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--------------|---|---|---|--|--|
| 3 河道整備の現状と課題 | 26 | p26取水堰に関する課題 【意見】「遊休化した堰もあることから、堰の管理等が課題」→「堰の管理や撤去を検討すべき課題」 | 委員 | 施設管理者が撤去するのが本来であるため、国が撤去を検討すべきとは記述できません。 | これらの堰は固定堰であるとともに、一部、洪水流下の阻害となる箇所があるため、河道掘削に伴う堰の改築などが必要である。また、生物学的な移動阻害の要因となっている箇所も存在する。さらに、遊休化した堰もあることから、堰の管理等が課題となっている。 |
| | 26 | 流水の阻害、遊休化、堰の管理等が課題となつていくとの記載について、個々の堰の具体的な問題点とは何かご教示ください。 (第4章河川整備の実施に関する事項において、個々の堰に対する改築、撤去等の具体的な記載がないため、堰全体を対象にした「洪水の流下の阻害」の表現は、農業用水に対する一般市民のイメージに悪影響を与えようと思われまふ。) | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表2.1.5の修正 (本文) 19箇所「排水ポンプ場が設置されており、350m3/sの排水量を受け持っている(平成12年9月東海豪雨時点)。」 |
| | 26 | 表2.1.5における「現況」とは、どの時点を示すのかご教示いただきたい。表中の川北ポンプ所と落合ポンプ所は平成17年度に将来計画値まで増強済みとなっている。 | 行政 | 東海豪雨時点の排水ポンプを対象としているため、表に「平成12年9月東海豪雨時点」と明記します。また、本文を右記のとおりとします。 | 緊急的な再度災害防止対策である激甚災害対策特別緊急事業では、これらの排水量を河道整備で対応することになっていないため、再度東海豪雨と |
| | 26 | 文章の適正化 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表2.1.5の修正 |
| | 26 | 表2.1.5の数値の適正化 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | |
| | 26 86 | (6)排水ポンプ場 (意見)庄内川流域に設置した排水ポンプ場の運転は、操作管理規則を設け、当該規則を完全に遵守して運転させること。如何なる場合であつても排水運転を強制停止する必要がある。 (理由)2000年9月12日の新川決壊水害発生時には、庄内川流域に設置した排水ポンプ場の中には操作規則を設けず、そのまま排水運転した排水ポンプ場があった。また、排水先河川の基礎水位がHWを越えても必要最大機能で排水運転をしていたため、庄内川水位を上昇させた。これらは、いずれも河川法に違反した河川施設の運転である。 | 一般 | 各排水ポンプ場の管理者が「庄内川排水ポンプ場運転調整要綱」に基づき「操作管理規則」に則り、各々の管理者の責任において排水ポンプ場の運転調整を実施するものです。 (p86の「8 排水ポンプ場運転調整ルーラの的確な運用、基準の見直し」に明記) | 記載済 |
| 27 | 図2.1.14の左下の写真のコンクリートの修正が必要 「河道内樹木に大きな変化は見られない。」→「河道内に樹木が繁茂している。」 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 河道内に樹木が繁茂している。 | |
| 28 | p28市民による高水敷や堤防の活用【意見】夢物語ではあるが、上流から河口までの遊歩道やサイクリングコースができたら良い。北区～小田井遊水地の自転車道の延伸を。右岸23.5k付近がJR橋梁で遮断されているのも惜しい。 | 委員 | 「庄内川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーニングなどを踏まえ対応します。 (p88の「河川空間利用の適正な利用」に明記) | 記載済 | |
| 28 | p28(9)堤防道路の2行目の「生活道路や、」を消す。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 信号による混雑も少ないことから交通量も多く市街地を迂回する生活道路や、大型車を中心に、 | |

| 関連項目 | 指 摘 頁 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--------|----------|--|-------|--|--|
| 3 自然環境 | 37 44 | <p>南陽大橋上・下のヨシ原の一部にそれなりの大きさの干拓堤とか輪中堤を環境に優しい昔ながらの土木工事で行い、3年～5年に一度の洪水の水害に合うように、また、地産・地消の仕組みを行い、半漁・半農生活の歴史文化を残して、あとの整備保全や学習活動についてはボランティア等を中心にして展開できるなら、200万都市名古屋の1/3の面積が庄内川など河口部での発展基盤地区であったことの大切さが知ってもらえる。ヨシ原を立て立入禁止の保護地区にするのではなく、中堤はそのままにし、ヨシ原を適度に活用する事で循環型自然環境維持の学習実践地区を整備する必要あり。</p> | 一般 | <p>人と河川との豊かなふれあいの確保に関しては、地域と連携しながら、河川空間の一層の利用促進を図るため、親水施設や自然観察、環境学習の場などの整備を行います。整備にあたっては、地域のニーズや必要性の高い箇所において、関係機関と地域住民、市民団体等と連携し、計画、整備、利活用、管理等と調整を図った上で実施します（p 60「人と河川との豊かなふれあいの確保」に明記）。また、上記の考えを、図4.2.11で図示しています。</p> | 記載済 |
| 4 河川景観 | 38 | <p>16. 黒松並木づくり 4.5～22km 自然環境・景観・防災・安全・安心・強い・アートの生物多様性・人材供給・ヒートアイランド・自然エネルギー・省エネ等々その他 *理由 庄内川唯一の色橋松林が工事採取から残された。これを、林から並木として延長し、コミュニティセンターとして整備し、一部散木をのび生も手入れを必要とするが、名古屋市が占用許可を取得しない為行動ができない。 *提言 名古屋市内に移管しないまま、河岸林だと位置づけ、市民ボランティアやボランティア登録に500名1000名先と息の長い活動とし、庄内川に係る各工事に記念毎にイベントとして植樹をボランティアで延長拡充することによって並木を作り、自然エネルギー利用、ヒートアイランド対策や間伐材使用の循環型社会へ取り組み等色々々メリットがある。（並木づくりノハウハ組織現存）</p> | 一般 | <p>堤防に植生している黒松並木は河川管理構造上問題はあるが、良好な河川景観の保全に努めるとともに、地域のまちづくり計画と考えています。（p 38「河川景観」に明記）</p> | 記載済 |
| 5 水質 | 39 | <p>5 水質 (意見) 庄内川は流下水量が小さい河川であるから、本網及び流域支川への排水を更に強化するため、監視計測、実態調査をきめ細かくすべきである。 (理由) 国の排水基準は、一定の排水量があることにより排水が希釈されることを前提にしている。しかし、庄内川とその支川は平時の流量が少ないため、排水の希釈が不十分であり、汚濁物質が河床に堆積、滞留している可能性がある。その一例として、庄内川に生息する魚を採取し、庄内川河川事務所にある水槽で展示しているが、この水槽の魚11匹中、背骨が変形した魚が2匹含まれ、そのうち1匹は死んでいた。この魚の背骨が変形する症状は、重金属が環境ホルモンの可能性が高い。</p> <p>表2.1.13について BODの値は、年平均値か、(愛知県でとりまとめている公共用水域の水質調査結果では、年度平均値を活用している)、念のため確認願いたい。</p> | 行政 | <p>表2.1.13のBOD値は年平均です。</p> <p>庄内川の水質保全は、特に中下流部で実施していきます。水の多いため、水の浄化技術、流出負荷の抑制対策、住民感覚に見合う水質指標等の調査・研究を進め、県、市町、地域住民が一体となった水質改善の取り組みを推進するとともに、水環境改善の意識向上のための啓発活動を重点的に取り組むなど、必要に応じて対策を実施します。（P 68に明記）</p> | 記載済 |
| 5 水質 | 39 | <p>8田川合流点付近の水質状況に関連して 【提案】水分橋付近における流況と水質と土砂移動を含めた水理解析をし、水分橋の上下流は八田川合流、庄内川の水質と取水口が存在し、最も流れが複雑な場所の一つ。汚濁の発生状況だけでなく、合流点や頭首工の下流における砂州の形成機構も説明しては？</p> <p>図2.1.21、表2.1.13、図2.1.22に示されているBOD値は、いずれも平成14年の値となっておりますが、直近の値に変更するか、併記すべきと考えます。</p> | 委員 | <p>右記のとおり、H17のデータに修正します。</p> | 図2.1.21、表2.1.13、図2.1.22を修正 |
| 5 水質 | 39 | <p>P 39 図の修正 図2.1.21の凡例と色が違うところがある。橋梁の表示があるがなぜ水分橋と大森橋だけなのか。平成18年データにならないか？ 表2.1.13の下に以下の表示をする 水質改善率=1-(平成17年BOD値)/(昭和46年BOD値)×100</p> | 行政 | <p>右記のとおり対応します。</p> | 図2.1.21、表2.1.13を修正 なお、BOD値については、平成18年度の岐阜県分の成果がまだ来ていないため、現状の最新H17年度版で整理します。 |

| 関連項目 | 指 摘 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------------------------------|-----|--|----------|---|--|
| 第3章 河川整備の目標に関する事項 | | | | | |
| 第1節 河川整備計画対象区間 | | | | | |
| | 41 | 図3.1.1中の「位置図」中の庄内川流域(緑の塗り分け部分)の指定(大きさ)が間違っている(中津川市付近まで含まれている)。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 図3.1.1を修正 |
| 第2節 河川整備計画対象期間 | | | | | |
| 第3節 河川整備計画の目標 | | | | | |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する目標 | | | | | |
| | 42 | 「平成12年9月洪水」→「平成12年9月東海豪雨」その他も統一する。 1 安全性の確保 (意見1) 本計画は庄内川水系のうち、新川流域を除いた流域の洪水を対象とした計画であるが、新川とその流域を含む庄内川水系全体を対象とした計画を規定すべきである。 (理由1) 河川法16条に規定された河川の一貫管理は、水系全体の改修計画のもとで達成される。 水系全体の一貫管理された改修計画のもとで、同法79条、同施行令45条に規定された新川河川整備計画(愛知県策定)が可能なものとなる。 現行規定整備計画は、「庄内川河川整備計画(治水安全度=1/150から1/200)、方針のおよそ全規模整備」及び「新川河川整備計画(治水安全度=1/30)、方針の治水部分規模整備」であり、水系全体で河川整備の整合性が取れていない。 そのため、庄内川流域では東海豪雨並みの流出洪水に対応する治水安全度を目標に整備が進行し、隣接する新川流域では東海豪雨並みの流出洪水では洪水が発生する整備が進行することになる。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 (意見1) 整備計画は河川管理者毎に策定することになっていきます。 (意見2) 河川整備計画の目標とする平成12年9月東海豪雨規模の洪水時に、新川洗堰による庄内川から新川への越流量0.3/sとしますが、東海豪雨を上回る規模の洪水が発生した場合には、新川洗堰から新川に越流します。 (p.43 図3.3.1に明記) 整備計画は今後30年で行う事業を定める計画です。そのため、超過洪水に対して、ハード対策で対応が出来ない部分につきましても、整備計画P86に「流域における危機管理のあり方」などを記載することとしています。 | 観測史上最大の洪水となった平成12年9月東海豪雨(愛知県区間)及び 記載済 |
| | 43 | 新川洗堰からの越流量0.3/sの時の越流量の天端高と庄内川HWLとの関係のわかる資料を提供して下さい。 | 行政 | この違いは、庄内川で国が管理する川の流心の延長で表した大巨管理区間延長62.5kmと河口からの概ね200m間隔で設けている距離59.6kmのためであり、問題ありません。 | |
| | 43 | 図3.3.1河道の整備目標流量配分図において、枇杷島～伊勢湾間の流量が2.00m ³ /s(3700→3900)に増えているのは、当該区間の非水ポンプ場を見込んでいるのかご教示いただきたい。(参考:宝神～城北ポンプ場で180m ³ /s) | 行政 | ご指摘のとおりです。 | |
| | 43 | 図3.3.1では三井橋までの距離が59.6kmとなっています。41頁、表3.1.1の62.5kmと異なっていますが、よいのですか。 | 委員 | この違いは、庄内川で国が管理する川の流心の延長で表した大巨管理区間延長62.5kmと河口からの概ね200m間隔で設けている距離59.6kmのためであり、問題ありません。 | |
| | 42 | (意見2) 東海豪雨を超える規模の洪水が発生したときにおいても、洗堰越流をしない整備計画をすべきである。 (理由2) 東海豪雨を超える規模の洪水が発生したとき、庄内川とその流域、洗堰、そして新川とその流域の関係で述べると、次のようである。 ①隣接流域の新川流域では、水災発生の可能性が高いから、洗堰越流を許容すると水災発生地域へ庄内川の洪水を排出することになり、被害を拡大する可能性が高い。 ②隣接流域の新川は、治水安全度目標が低い河川改修を計画しているから、新川で水災が発生しないときにおいても、洗堰越流洪水が新川へ流入することによって新川で水災が発生する可能性は高い。 ③このように水災の拡大、あるいは水災の発生可能性、危険性が高い洗堰越流洪水は、新川とその流域で集水した洪水ではない。したがって、洗堰越流洪水はそれを集水した庄内川流域内でまず負担すべきである。 ④庄内川の洪水はその集水域において対策すべき洪水であって、隣接流域へ掛け、その対策、危険負担、水災負担を強要すべきではない。 ⑤洗堰からみて庄内川下流域を優先して改修することと強調しているが、それは過剰洪水を集水した庄内川流域内のことである。 ⑥尚且つ、「洗堰からみて庄内川下流域を優先して改修すること」を強調するのであれば、洗堰から見て新川は「隣接流域」であり、「下流域」にあり、庄内川流域とは遥かに低い治水安全度の河川整備計画を目標に、庄内川流域とは独立した河川改修を行っているのである。 | 一般 | | 記載済 |
| | 1 | 安全性の確保 | | | |

| 関連項目 | 指 頁 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|---------------------------------|-----|--|----------|---|----------------|
| 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 | | | | | |
| 1 河川水の適正な利用 | | | | | |
| 第3項 河川環境の整備と保全に関する目標 | | | | | |
| 1 人と河川との豊かなふれあいの確保 | 44 | 東海豪雨後特に目立って河床が上がったと思うのが河口部と万場～枇杷島河床強制は計画されたが最近の河床工事は画一的な平面河床だと見えます。私は昔のミニオ遊に比べて深い所は深く浅い所は浅くしたい。特に大正橋緑地の所には白い砂が積まる庄内川唯一の砂丘がありこれで流出しないよう養生したうえで河床強制をしてほしい。この砂丘は環境学習の他休息、芸術、歴史その他アテアテ次第で色々な活用が出来る貴重な砂丘を残したい。安全・安心のための治水工事として河床強制は必要だが人工的に作れない白い砂丘もまた必要です。消滅しないような工事が必要です。 | 一般 | P77「河道管理」にあるように洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の安全な流下を支障となるため規制を行い、必要に応じて瀬や淵・動植物の生息、生育などの河川環境上への影響に配慮し、河道規制等の適切な措置を講じます。 | 記載済 |
| | 44 | 環境などについての数値化は難しいということでは理解しなければいけない。ただ、もう少し書き込んでいくかは検討する必要はある。 | 委員 | | |
| | 44 | 環境についてどうやっていくかという明確な目標（例えばアユの数など）、夢のある目標がない。今後30年の環境への取り組みが見えない。具体的な調査を実施し、たくさんいる希少種をこれからどうしていくか。生物多様性を維持するために何をすべきか。整理してほしい。水質についても、何年で改善していくのか。30年の中でどういったステップで取り組むか。河川整備上の目標を明確にすべき。 | 委員 | 目標の数値化が困難なものもあるため、整備計画に記載することはできませんが、整備計画策定後のフォローアップの委員会等でチェックを行います。 | |
| | 44 | 「住民の感覚に見合う新たな水質指標などの調査研究を推進することとあるのか？」とあるが、どのような体制で調査研究を進める想定をしているのか？（国土交通省では、新しい河川水質管理の指標を試行していることであるが、これを進めるという意図か？） | 行政 | ご指摘のとおり、現時点では未解明となっている部分が多いため、水質浄化技術、流出負荷の抑制対策、住民にわかりやすい（色、臭い、泡立ち等）水質指標等の調査・研究を進めることを考えています。（P68「(1) 河川水質の保全」に明記） | 記載済 |
| 4 水質の保全 | | | | | |
| 44 | | | 行政 | 住民にわかりやすい水質指標等の調査・研究を進めるということ | |
| 2 良好な自然環境の保全、再生 | | | | | |
| 3 良好な景観の維持、形成 | | | | | |

| 関連項目 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--|--------|--|-----------|----------------|
| 第4章 河川の整備の実施に関する事項 | | | | |
| 45 第4章 河川の整備の実施に関する事項 (P.45～)と、第5章 地域と連携した取り組み (P.92～) について、整備計画における位置付けの違いはあるのか？ 例えば、P.43で「健全な水循環系の構築に向けて、調査研究等に努める」ことを目標としているのに対し、第4章ではこの件について何も触れられておらず、第5章で記載されている。 一方、第4章の中でもP.68の表4.2.21にある総合的な施策メニューでは、住民や住民団体と連携した施策も掲げられている。 | 行政 | 第4章は国土交通省が主体的に行う、河川の整備の実施に関する事項を明示しており、第5章は地域と連携して取り組みの表示を明示していますが、基本的な分類はご指摘のとおりです。 | - | |
| 45 ・「整備計画」が河川を取りまく大域的な視点から検討されていない。すなわち「河川」に関わる林業、農業、漁業などとの連携や都市計画・産業計画との連携なしに「河川」のみを語るのにはナラズと考える。 | 一般 | ・整備計画は河川のみではなく、森林、農地、河川、水道、下水道、漁業等の様々な分野を総合的に捉えて関係機関との連携を図り（P.94に明記） ・「ダム問題」の意味するところが不明確なため、ご意見との主旨とは異なるかもしれませんが、小里川ダム等による洪水調節機能は洪水のピークカットという重要な役割を果たしています。ダムのため、洪水や富栄養化現象等の水質改善、表層循環設備等により一層の効果が期待できるよう、施設の運用方法や新しい技術の導入などについても検討を行い、貯水池の水質保全を図ります。また、ダム放流水の水質を適正に維持管理するため、ダム貯水池及びダム直下流において定期的に水質観測を行います。（P.69に明記） | 記載済 | |
| 45 整備計画に対して、従来より課題とされていたものが悪化しないか、と のチェックが必要である。 | 委員 | | 記載済 | |
| 45 新たな事業において、別の地点で負の効果がでないかの検討が必要である。 ・流域シミュレーションモデルの必要性 | 委員 | | 記載済 | |
| 45 今回提示されている整備メニューでは同一区域で、堤防整備、河道掘削、護岸整備あるいは遊歩道整備などが計画されています。また社会的に不適切な入札が問題となっており、「手戻りの少ない効率的な工事施工および厳正な入札などに留意し、工事費の削減に努めます」と追記したほうが良いと考えます。 | 委員 | | 記載済 | |
| 45 最終審として追加【意見】整備計画の進捗状況のチェック (第3章で記した目標の達成度評価) および計画の見直しについて、その実施時期と担当組織を明記すべきである。PDCAの設定はすでに社会の常識！ | 委員 | 費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリング、評価を行い、必要に応じて委員会等でのフォローアップは実施していく予定です。（P.45「河川整備の基本的な考え方」に明記） | 記載済 | |
| 45 「努力・実施する」といつているが、字義的に大丈夫か懸念される。また、モニタリングについてのツール、体制などをどう考えていくかが重要。流域としての一体感、計画の重要性を認識することが大切。 | 委員 | | 記載済 | |
| 45 毎年度末に「来年度工事計画を公表」下さい。3年に1回、流域委員会「フォローアップ」でPDCAの管理サイクルを回して下さい。その会議を公開開催し、公表して下さい(20～30年先までの整備計画を確定することは大変難しいこととします)。 | 公述人 | | 記載済 | |
| 45 現場をよく見て工事をして欲しい。 | 公述人 | | 記載済 | |
| 45 進捗管理については今までの委員会が出てきていた。まえがき、最後などに工夫して入れてほしいという意見。数値目標については現場面で弱いと感じているが、今の意見では治水についてもということ。 | 委員 | 進捗率の管理という意味では、P.45のモニタリング、評価とフォローアップで明記していると考えています。 | 記載済 | |
| 45 第1節 河川整備の基本的な考え方 (2) 河道掘削等の水位低下対策 3 河川整備上の配慮事項 上記には、記載されていない。 河床掘削等により従前の取水への影響が懸念されるため、「既得水利の取水に影響がないよう配慮」する旨を追記されたい。 【参考】 平成17年11月に策定された「庄内川水系河川整備基本方針」の「1. (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」において「既存の水利施設等の機能を維持を十分配慮し」と記載されている。 | 行政 | 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持（水利用）として明記しています。（P.87に明記） | 記載済 | |

第1節 河川整備の基本的な考え方

| 関連項目 | 指 摘 頁 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--------------------------------|-------|--|-------|--|---|
| 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減 | 46 | 46ページ 12行目 堤防の質的整備の意味がわかりにくい。 P. 46 「内水被害の軽減を図るため、必要な対策を実施する。」とありますが、「必要な対策」とは何か、もう少し具体的に書いたほうが良いのではないのでしょうか。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | ○これまでの堤防の高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、堤防強化等の質的整備（浸透、侵食対策）を実施する。 |
| | 46 | 野鳥など多くの生き物が棲める川にする為に 1 魚等が棲める川にする為に 今の川は、流れに変化が少なく、よどみも少ない。 魚が産卵しやすい場所、魚が隠れる事の出来る場所を作る。 2 河畔林を作る 河畔林は川の流れの障害になると言われるが、たとえば10年単位で全体の半分を整備（皆伐も含む）し、樹木の巨木化を止める。 3 河川敷の草地を残す。 河川敷では毎年草刈がおこなわれるが、全体の半分を残し、残り半分は来年刈などの工夫をすれば、昆虫などの生き物は生き残ることが出来る。 | 委員 | 「必要な対策」は今後検討を行うものであるため、具体的には明記できませんが、右記のとおり対応します。 | ○内水被害の軽減を図るため、県、市町、地域と連携・調整し内水の発生要因及びその処理方針について調査検討等を行い、必要な対策を実施する。 |
| 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 | 46 | 46 水質の保全についてはP46、P68に書かれている。「保全に見合った水質の改善」という考え方が良いのではないかと。 | 委員 | 基本的な考え方P46と具体的な対策（取組み）事項などがP68と なっております。 | |
| | 46 | この整備計画は30年に渡るもの。進捗についての管理と計画の見直しについて書き込めないか。全体的に抽象的な目標が多く、姿が見えてこないという印象。例えば堤防整備率の数値目標を示すなど。 | 委員 | 目標の数値化が困難なものもあるため、整備計画策定後のフォローアップの委員会等でチェックを行っていきます。 | |
| 3 河川環境の整備と保全 | 47 | 問題点で上げているのでモデル（達成目標）としても触れるべきではないか、という指摘。これについては事務局で検討してほしい。 | 委員 | | |
| | 47 | 河川敷基盤災害対策特別緊急事業をやった下流部は堤防強化しなくていいのか。 | 行政 | 庄内川左岸下流（1. 6～4. 2k）区間は、現在計画堤防高まで完成しているため、堤防の量的整備（高さ、長さ）は実施致しません。 （P47）-0. 7～1. 6kの高潮区間については、広域地盤沈下等により高潮堤防は一部沈下しているため、計画堤防高まで整備を実施します。 （P22、48）ただし、堤防の詳細点検結果より、安全性が満たされない箇所については、量的整備、被害ポテンシャル、上下流等とのバランスを総合的に勘定した上で整備を実施することとします。 | （一部記載済） |
| 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 | 48 | (2)河道規制等の水位低下対策において、「農業用水の取水に悪影響を与えない」等の記載を追加されたい。 | 行政 | 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持（水利用）として明記しています。 （p877に明記） | 記載済 |
| | 48 | 床止めや取水せきについては、将来を見据えて極力廃止方向で整備されたい。庄内川周辺環境の変化に伴いその施設の使命を終えたものもあるし、現在に至っても床止めは必要かと疑問に思う。なくす事で川に自然な傾斜の流れが得られる事は川本来の姿でないか。最近特に近自然型河川改修工法と言う事で矢作川始め二級河川である天白川・山崎川でもこうした工法が取り入れられている。庄内川も民意と工夫とを採り入れた整備をしてほしい。 | 一般 | 床止めや堰に関しては、一部撤去、改築を行う予定です（p57の表4.2.1に明記）。また、その際は、環境に配慮しながら実施していきます。「河川整備上の配慮事項」に明記 | 記載済 |
| | 53 | P53表4.2.4 名古屋市北区大幸→名古屋市東区大幸 表4.2.7 名古屋市北区大幸→名古屋市北区山田 | 一般 | 右記のとおり対応します。 | 表4.2.4、表4.2.7を修正 |

| 関連項目 | 指摘 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|----------------------------|----|--|------|--|--|
| | 53 | 19. JR関西線道床のかさ上げ 7k 治水・防災・安全・安心・その他 *理由 JR関西線道床が堤防天橋より50cm程下がっている。河床掘削対策だけでは不安。 *提言 河床掘削で水位下げはどれ程になるか？その上で溢水があるかと、川裏が削られるので掘削より先に溢水対策をすること、次に河床掘削、最後に架橋の架け替え。 | 一般 | 整備計画では、JR関西線の狹窄部の対策として、河道掘削と橋脚保護で目的が達成されると考えています。(p57、表4.2.15に明記) | 記載済 |
| | 53 | 25. 防災センター前のワンドの保全 13.5k 景観・安全・安心・防災・生きもの・親水・採取・利便・水質・生態系・保全・自然環境学習・その他 *理由 子供の環境学習的には好適地だが、法面崩れや水量不足、下流開口部の不具合などで現状放置すると、中州化して水中生物が枯死して生態系も悪化する。 *提言 ワンドの掘下げや上流より、伏流水・透過水の親水路を設ける。または下流側開口部の位置変えや自然石による土砂流入防止、高水敷法面の崩落防止対策が必要。 | 一般 | この箇所は河道掘削を予定している箇所です。(p57、表4.2.15に明記) また、西枇杷島地区環境整備にも位置付けられています。 | 記載済 |
| | 54 | P54表4.2.9 名古屋市北区大幸→名古屋市北区山田 | 一般 | 右記のとおり対応します。 | 表4.2.9を修正 |
| | 54 | 「改変に伴う河川環境への影響～」とあるが、「改変に伴う」は不要 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 地域のまちづくり計画と連携を図るとともに、改変に伴う河川環境への影響を |
| | 54 | P54橋梁改築のイメージ図【意見】川幅の拡張をもう少し強調して印象づけはどうか。それから、新橋ははたふんトラスではないか... | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 図4.2.8を修正 |
| | 54 | P54橋梁イメージ図で堤体に橋脚は基本的にダメなので、アバットの絵にすること。 18. 砂質堤防の改修 5~7k左岸 治水・防災・安全・安心・その他 *理由 この区間は水当りのあるところで戦中・戦後直近に、貯木場（現打出下水処理場）を掘削した砂質の土砂で堤防改修され現在は、大型重量車の通行が多く、危険を感じる。川裏では手の平程の扇状砂丘であり、鋼矢板、防水シートその他最新護岸工法でもって改修を急いでほしい。 | 行政 | 堤防の強化については、堤防の浸透に対する詳細点検結果に基づき実施します。ただし、詳細点検結果では、約9割の区間において、浸透に対する安全性が確保されておらず、全ての区間の堤防強化対策を実施することは難しい状況となっております。このため、浸透に対する堤防破壊の危険性を評価するとともに、破壊による被害がデレンシャル等を総合的に評価して優先順位の設定を行い、堤防の強化を実施します。(p55「堤防の強化」に明記) | 記載済 |
| 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備 | 55 | 最終段落の文書を、図4.2.9の下に位置つけた方がよい。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 以下の文書を図4.2.9の下に移動 なお、堤防を防護するために必要な高水敷幅が無く、洪水等により局所氾濫が著しい箇所において、水制等による河岸の侵食対策を実施する。 |
| | 55 | (5)内水対策 (意見) 内水対策によって、流出洪水の短時間集中化の抑制に自助努力を払うのは当然の事である。 新川流域と同様、庄内川流域においても流出洪水の一次的な保水対策に自助努力を払う必要があり、自己負担を求めて実施すべきである。 | 行政 | 小里川ダム、小田井遊水地等による貯留施設による洪水調節機能と、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないように上中流域における保水浸透機能、治水機能等を確保するための流域対策や、下流部における機械的な被害の回避など、流域全体における危険管理のあり方について議論を深め、流域全体における危険分散を図る必要がある。今後、流域に於ける危険管理のあり方について、調査研究を進めるとともに、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し議論を進め、適切な措置を講じます。(p86に明記) | (P86) 9. 流域における危険管理対策の推進 このため、下流部にできるだけ洪水を持ち込まないように上中流域における保水浸透機能、治水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し議論を進め、適切な措置を講じる。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾台風を超える高潮や洪水に対しても、被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。 |
| | 56 | (理由) 流域治水の原則は「自流域の流出した洪水は自流域で処理、処分する」であり、これを遵守すべきである。 内水の保水は河道の洪水負担を軽減する目的で行なわれる。本来、堤内地で発生した流出洪水は堤外地へ排出して外水となるのであるが、河道の洪水負担を軽減する為、堤内地へ一時的に滞留させる洪水である。流出洪水の保水には、表層の治水、保水、貯水、地中への浸透などがあるが、想定される河道負担状況によっては、流域内で自助努力する範囲に浸水被害の比較的小さい床下浸水も含める必要がある。自己負担といえるこの流出洪水の処理、処分の負担は、当然の自助努力、自己負担といえる。これまで、庄内川流域では堤内地で発生した流出洪水を際限なく堤外地（庄内川）へ排出し、庄内川の高水位状態、過剰な洪水状態を作り出してきた。そして、自ら作り出した庄内川の高水位状態は、洗濯越流によって他流域へ排出することを当然の既得権としてきた。しかし、今後、それは許容されるべきではない、その結果は、庄内川の河道洪水負担が軽減されることになり、過剰洪水状態は起こり難くなる。 | 一般 | 河川整備計画では、庄内川の河川整備に係わる計画を示すものであり、他の計画目標を記載するものではないため、記載することは考えていません。1/5を見込んでいくことでご理解頂きたい。 | |
| | 56 | (5) 内水対策について、支川に関する記述しがないが「エリカテラフロジエトレポートV0131 付録の「河川に関する用語集」における「内水」の定義によると、内水に下水道も含まれると考えられるため、例えば「市町や下水道事業者等の内水排水に関する、概ね1/5規模の降雨量に対する内水排水量を整備目標流量に見込んでいく」と、本文に下水道による内水対策についても記載して頂きたい。 | 行政 | | |

| 関連項目 | 指図書 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------------------------------|-----|---|------|---|--|
| 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備 | 56 | <p>(6)新川洗堰の対策 (意見) 東海豪雨規模の洪水であれば、庄内川から新川への洗堰越流量をゼロにするとしている。この意味は、庄内川から新川へ洪水をこぼさないことを意味する。この場合、洗堰越流量は庄内川の動水位で表されるから、越流量の高さは、東海豪雨並みの洪水に対する庄内川動水位に「余裕高」を加えた高さとするべきである。(理由) 河道計画の水位は、静水位で表現されているが、流下洪水の動水面は変動するため、静水位に余裕高を付加した堤防高とすること、構造例で規定されている。したがって、東海豪雨並みの洪水時に洗堰越流量をゼロとするためには、余裕高に相当する高さを洗堰堤とすべきである。</p> | 一般 | <p>河川整備計画の目標とする平成12年9月東海豪雨規模の洪水時には、新川洗堰による庄内川から新川への越流量0m³/sとしますが、東海豪雨を上回る規模の洪水が発生した場合には、新川洗堰から新川に越流します。 (P43図3.3.11に明記) 整備計画は今後30年で行う事業を定める計画です。そのため、超過洪水に対して、ハード対策で対応が出来ない部分につきましては、整備計画P86に明記することとしています。</p> | <p>(P86) 9. 流域における危機管理対策の推進 このため、下流部にて洪水を持ち込まないよう、上中流域における保水・浸透機能、遊水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じる。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾台風を超える高潮や洪水に対しても、被害を最小化し迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。</p> |
| | 56 | <p>P. 56 「新川洗堰から下流の庄内川の整備計画目標の河川改修が完成した段階で、越流量を0m³/sとする対策を行う」ことは良いと思われ、庄内川が整備目標に達するまでに約30年が必要と考えると、それまで全く洗堰に手を加えないのではなく、たとえは、庄内川の流下能力を増加分をたとえは3段階程度に併用し、洗堰の嵩上げも徐々に(たとえは3段階程度)に行うという可能性がある。新川流域を、庄内川に合わせ、少しずつ安全にするために、(庄内川の水位が低下すれば、必ずと新川も安全になると思われ、洗堰にも庄内川本川に影響が無い範囲で手を加えることができれば、新川流域の住民にも喜ばれると思う。)</p> | 委員 | <p>洗堰に関する対策は、下流部のホック地点の対策が完了してからとなるため、現実的には整備計画の最終段階にしか実施できないと考えています。</p> | <p>(P47)表4.2.1、(P48)表4.2.2、表4.2.3、(P53)表4.2.4、表4.2.5、表4.2.6、表4.2.7、表4.2.8、(P54)表4.2.9、(P55)表4.2.10、(P56)表4.2.12、表4.2.13、表4.2.14、(P57)表4.2.15を修正</p> |
| | 56 | <p>P56 表4.2.12、P57表4.2.15の施工箇所の間違ひ 春日井市味剣→春日井市長塚町</p> | 行政 | <p>表中の施工箇所を右記のとおり対応します。</p> | |
| | 57 | <p>表4.2.15中の整備内容の間違ひ 9.1k~9.5k：高水護岸→低水護岸</p> | 行政 | | |
| | 57 | <p>P57 表4.2.15 (河道掘削) 名古屋市北区大幸→名古屋市東区大幸</p> | 一般 | <p>右記のとおり対応します。</p> | <p>表4.2.15を修正</p> |
| | 57 | <p>P57 表4.2.15 (低水護岸整備) 名古屋市北区山田 (床止め撤去) 名古屋市北区山田</p> | 行政 | | |
| | 57 | <p>●名古屋～新幹線橋梁区間(西枇杷島管内)の流水対策 庄内川水系で最も中下流で川幅が狭く、将来もし被堤が起ることになると、この区間である。どんなに築堤等強化しても、名古屋の上流は川幅が広く急に狭いため、水圧が大きくなり増大する。川幅の狭まりが原因で、河川の築堤道路または、河川地下へ流水管を埋設し、増水時に、流量を同等にする。仕組みにする。</p> | 公認人 | <p>事業効果、事業費等から整備メニューに記載済みです。 (P57、表4.2.15に明記)</p> | <p>記載済</p> |
| | 57 | <p>2.6. 床止め及び用水堰の見直し、撤廃、改修整備 14k枇杷島 19k山西 20k成瀬寺米ヶ瀬 22k庄内頭首 24kJR中央線 26.5k八ヶ村 その他 自然環境・生態系・治水・学習・生きもの・観光・防災・安全・安心・歴史文化・生活・水質・景観・憩い・その他 *尚、現状も充分機能を発揮しているとは言えません。合わせて改修します。 *理由 庄内頭首は、八田川の悪水が短距離で混入停滞しやすい構造です。八ヶ村等農業用は、近代都市周辺農業が大幅に減少し、用水余りの状態、枇杷島その他の橋脚用床止めは、永久橋への橋脚構造などにより、床止めによる土砂流出防止の必要はなくなりました。架け替えなどで無用の長物となった堰は他の利用や環境改善に切り、取水口をもつことと併せて撤去します。また、八田川の水がもつと下流へ合流する堰、堰までする。永久橋は土木技術向上により、床止めを必要としない構造構造となつていく。農業用水は必要分量だけ本流より少ない構造構造と下流へつなぐ。河床を撤去し、自然傾斜で土砂が流れることは河床の低下に型つくりになり、河床が低下し、洪水対応も良くなり、自然な流れは自然な型つくりになり、色んな面での利点が増加する。Eボート、カヌーなど親水利用、魚など水生動物の移動など自然環境面からも良い。当面枇杷島など不要なものは、築堤工事を持たずに先行撤去したい。</p> | 一般 | <p>床止めや堰に関しては、一部撤去、改修を行う予定です。また、環境に配慮しながら実施していきます。 (P63に明記)</p> | <p>記載済</p> |
| | 58 | <p>2 河川整備計画整備箇所</p> | 行政 | <p>右記のとおり対応します。</p> | <p>図4.2.10の修正</p> |

| 関連項目 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------|---|------|---|----------------|
| | <p>3. 川の駅整備 稲永公園前、南陽大橋、明徳橋、一色大橋、前田橋、万場出張所、稲築地、水管橋、新川緑地、防災センターその他上流域・自然環境学習・生きもの・植物・水生生物・観察・景観・利用・水質・遊び・スポーツ・癒し</p> <p>*理由 Eポートがあっても、Eポート独自の良さを発信できる周辺整備がされていない。折角絶好のビューポイントがあってもEポート不良で知ってもらえない。通舟では接近観察できない場所でもEポートは接近できる。ヨシ原や河道水面下などの観察資源が有効活用できない。これらは保留や下船施設が整備されてないためです。</p> <p>*休憩 各橋の下は日陰があり集まりやすい空地があるため、下船説明や休息が取りやすい。近くの施設のPCや給水設備を利用する事も可能であり、簡単なボートの保留杭と、昇降用の設備がほしい。汽水域特有な様子を体験したり、異所では天候へ上がって町の生活の様子あるいは歴史などの説明ポイントが有効に生かされたい。</p> | 一般 | | 記載済 |
| | <p>7. 利用しやすい階段整備 河口～15K 矢田川 その他異所 防災・安全・安心・利用・環境・観察・学習・教育・観水・安全・安心・景観・その他</p> <p>*理由 河川利用には昇降施設が不可欠。そのれない場所があるばかりか類似のはしごの箇所があり、緊急避難は元より女性、子供、老人が使用するには使えない。しかもトレンクルラインからアークセスや日常の散策においても、設置場所が利用できないため不都合です。</p> <p>*提言 大当館橋に新設1個をモジュールに各橋詰4箇所として鉄製ハンゴの改造はもろろん河川利用者の立場にたって要所に設置する。場所によってはスロープとすることも必要。</p> | 一般 | | 記載済 |
| | <p>8. 清づくり OK 学習・景観・自然環境・観察・観水・安全・安心・水質・歴史遺産・文化・植物・採取・癒し・教育</p> <p>*理由 地形的にエミの濁溜まり場であり、環境景観的によくない。戦争遺産のカタババの消滅しよう。Eポートの最終着点に活用できない。トレンクルラインの連続性が折られていく。</p> <p>*提言 女性、子供、老人が無理して移動している。場所として、浅瀬ができることは水質浄化と生きもの多様性が見込める。カタババは遊ばせも悪くも競争運動であり、観水品でもいい。残す事で後生に伝えそれをEポート川川の駅として利用する。</p> | 一般 | <p>人と河川との豊かなあいの確保に関しては、地域と連携しながら、河川空間の層の活用促進を図るため、親水施設や自然観察・環境学習の場などの整備を行います。整備にあたっては、地域のニーズや必要性の高い箇所において、関係機関・地域住民、市民団体等と連携し、計画、整備、活用、管理等と調整を図ります。また、上記の考えを、図4.2.11で図示しています。(p60「人と河川との豊かなあいの確保」に明記)</p> | 記載済 |
| | <p>20. 最新メカスポーツ広場づくり 8K 環境・体験学習・スポーツ・安全・観水・遊び・その他</p> <p>*理由 右岸にあつたラジコンヘリ・モトクロス場が失われ若者が河川へ親しむ機会がない</p> <p>*提言 左岸柳井山のクヌ原を利用する駐車場整備第一出張所の監視、指示の元で水・陸・空を合わせた総合的メカスポーツ広場とする。</p> | 一般 | | 記載済 |
| | <p>24. 防災センター前昇降板路づくり 13.6K 自然環境・学習・観水・治水・安全・安心・景観・憩い・利便性・その他</p> <p>*理由 子供の環境学習や各種イベントなどで防災センター建屋から水辺へ行く時に度々発生する。それに対し、Eポート下用待機や制水堤は上・下流にあるもの中央から離れすぎていて、雑草の中を足元も悪いのに子供が通うには不適。</p> <p>*提言 現在高水敷法面の崩落がはげしいがこれの改修工事に合わせて建物正面より直近で水辺に降りられる階段が坂路の整備が必要。</p> | 一般 | | 記載済 |
| | <p>修復工事の進行にあわせて、この水系になじむ、また外来植生の縮小に結びつく、植生などを付設するなど、極力自然の回復力を利用した、また、部分的に観水性ゾンドなどを作って、地元大学の研究成果の実験場、家庭、子供の親しめる「観水の場」を織り込んで提供していただくことも検討ください。</p> | 一般 | | 記載済 |
| 60 | <p>1. 人と河川との豊かなあいの確保</p> | 公述人 | | 記載済 |

| 関連項目 | 指図書 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|-----------------|----------|---|------|---|--|
| | 60 65 | 4. ビューポイント整備 南陽大橋、一色松林、万場大曲り 景観・観光・癒し・アート・安全・学習・その他 *理由 トレイルラウンジからのアクセス不良、しかも反対側の様子を見ることも行かれない。絶対のビューポイントだが、沿川ランジヨシや南陽大橋が折角の景観を台無しにしている。 *提案 橋上よりヨシ原の細江を見たり、干拓や輪中による独特な掘田式新田農法の説明ができるようにしたい。小段に並木を作り、不伐景観を隠し良好な背景づくりをする。 | 一般 | 景観については、川の計画との調整を図りながら、都市部及び都市近郊におけるオアシス空間として、河川空間の良好な景観の維持と形成に努めます。良好な景観の維持と形成にあたっては、新たな地域づくり計画や地域のニーズ等を把握しながら、関係機関・地域住民、市民団体等と連携・調整して、必要に応じて良好な景観の維持と形成を実施します。 (p 65 「良好な景観の維持・形成」に明記) また、アクセスに関しては、人と河川との豊かなふれあいの確保を図りながら、親水施設や自然観察、環境学習の場などの整備を行うため、整備にあたっては、地域のニーズや必要性の高い箇所において、関係機関、地域住民、市民団体等と連携し、計画、整備、利活用、管理など調整を図った上で実施します。また、上記の考えを、図4.2.11で図示しています。 (p 60 「人と河川との豊かなふれあいの確保」に明記) | 記載済 |
| | 62 | P 6 2 図の修正、文章の適正化 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | (文章の適正化) かつて河川改修や沿川の開発等により流域の多様な生態系や地域の環境に影響があり、川の自然の復元力だけが回復しないうちから、ヨシ原、湿地等の自然再生事業を実施する。 (図の修正) 図4.2.15、図4.2.16の修正 |
| | 62 | P 6 2 志段味地区環境整備は取水堰があるため、関係機関と調整が図られていくかを確認する必要があります。 | 行政 | p62図4.2.16の志段味地区環境整備は整備イメージです。ピオトーアの最終イメージとして上げてありますので果等の調整に関しては、これからになります。 | |
| | 62 | P 6 2 整備名称の変更について確認 | 行政 | 整備名称に関しては P70の環境整備箇所位置図の名称を踏襲しています。 | |
| | 62 | P 6 2 自然再生の目標はどのようなものなのか | 行政 | 万場地区については、貴重なヨシ原を保全します。また整備計画実施でやむをえず減ってしまった水際のヨシ原は、再生を目指します。 | |
| 2 良好な自然環境の保全、再生 | 62 | 1.3. 干拓・輪中堤と掘田式農法伝承模倣ピオトーアの開設 2k 自然環境・体験学習・歴史・文化・生活・資源採取・利用・親水・観察・その他 *理由 前田橋長須賀のピオトーアが河道掘削で消滅、河口部独特の地に類のないピオトーアが一つもない。現状ヨシ原は上から見ただけ。以前のような活用もすたれて、その中の様子を観察することができない。 *提案 当該地区のヨシ原の細江を生かして模倣ピオトーアを作り、半ラフエリアで保全収獲作業を行い、干拓・輪中堤で農地を開拓半漁・半農の生活を後世に伝える。地元資源を地元で消費環境と生きものに優しい土木工事を再現し学習の場を提供する。ヨシ原に不良土管を立て並べへ尾瀬の小道にまねたり、Eボートを乗り入れヨシ原の内部を直接観察したり、ヨシ原を使ったバイオエタノール事業のミニチュア事業の展開等々多様な環境学習実践地区を成立し、そのノウハウを後世に伝える。 | 一般 | 多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進するため、河川改修や沿川の開発等により流域の多様な生態系や地域の環境に影響がある箇所については、治水、河川利用との調整を図りながら、ヨシ原、湿地等の自然再生を実施します。地域住民、市民団体等の参加による協働の体制を構築して実施します。 (p 62 「良好な自然環境の保全、再生」に明記) また、景観については、沿川の計画との調整を図りながら、都市部及び都市近郊におけるオアシス空間として、河川空間の良好な景観の維持と形成に努めます。良好な景観の維持と形成にあたっては、新たな地域づくり計画や地域のニーズ等を把握しながら、関係機関、地域住民、市民団体等と連携・調整して、必要に応じて良好な景観の維持と形成を実施します。 (p 65 「良好な景観の維持・形成」に明記) | 記載済 |
| | 62 | 大切な自然を残すためにNP0等と協働で作業をしてほしい。 | 公述人 | | 記載済 |
| | 62 | 生態系が壊れてきているので学識経験者と一緒に研究して欲しい。 | 公述人 | | 記載済 |
| | 62 | 河口域の調査などで何度も歩き、車でも意識して通りますが、橋梁の耐震工事などの搬入道路、資材置き場で貴重な「ヨシ原」が痛めつけられ、持ち込んだ土によって移入種生で植生の運移構造が変化し、「よし原」の面積、地表構造をモニタリングする組織をつくったらいかがでしょうか？このデータをもとに必要な箇所の修復も大事かと存じます。 | 一般 | | 記載済 |
| | 62 65 | 2.2. 残したい原風景 10～13k 自然環境・生きもの・植物・学習・採取・観察・制作・歴史・生活・水質・遊び・アート・景観・その他 *理由 元々高水敷や堤防法面にはこうした女竹や河岸林、雑草木が豊富にあって四季折々に姿を見せそこには豊かな生態系があったが、各種工事によってほとんど失われた。 *提案 工事完了時に覆土して再生をさせると言うものの、戦後の工事跡地に原風景が復活した場所を知らない。全てを単純化した雑草地に終わっている。工事を迂回してでもこうした原風景は残すようにしたい。 | 一般 | | 記載済 |

| 関連項目 | 指摘 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|-----------------|--|--|-----------|--|---|
| 2 良好な自然環境の保全、再生 | 63 | 表4.2.18 ・中央線下流床止め魚道の有無の間違い ・八ヶ村用水堰の魚道の有無の間違い P63連続性の確保【意見】表に差げられた堰や床止めの魚道について、機能の現状あるいは改築の必要性を記載できないか。 | 行政 委員 | 右記のとおり対応します。 移動阻害の実態調査を行った上で対応します。 | 表4.2.18を修正 |
| | 63 | 魚の昇りやすい魚道を設置して欲しい。 | 公述人 | 魚道の改善及び支川合流部等の保全、改善による生物の継続的な移動の確保や、水際部における工事及び高水敷利用等に対する環境への配慮による横断的な生態環境の確保等により、水や動植物の連続性の確保に努め、多様な生態系を育む川づくりを行います。魚道の改善に際しては、施設管理者等と連携、調整し、移動阻害の実態を調査し、河川環境や治水対策等を踏まえて、必要な対策を行います。 (P63「連続性の確保、外来生物の防除等」に明記) | 記載済 |
| | 59 | 2.1. 稲葉地砂丘の保全 10k 自然環境・学習・親水・創作・芸術・安全・安心・憩い・その他 *理由 庄内川唯一の河川砂丘であり、使い方は多々あり。河床掘削時に保全対策必要。 *提言 河床掘削はミオ筋に合わせた右岸寄りとし、深掘りを砂丘側は杭打または自然石水制を施工し、砂丘の保護をする。砂遊び、Eポールの川の駅等々、緑地公園と合わせ親水広場とする。 | 一般 公述人 | 環境に配慮しながら河川整備を実施していきます。 (P59「河川整備上の配慮事項」に記述) また、P78「河道管理」にあるように洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の安全な流下を支障となるため掘削を行います。必要に応じて堰や溜・動植物の生態、生育などの河川環境上への影響に配慮し、河道掘削等の適切な措置を講じます。 | 記載済 |
| 3 良好な景観の維持、形成 | 64 | 工事前に修復後の自然植生の選択、事業前後の植生変化をモニタリングする部会を設定して下さい。 | 公述人 | また、モニタリングについての具体的な例示は今後の課題検討ではあるが、P64を右記のとおり対応します。 | |
| | 64 | P62~64 非常に概念的で具体性がない。もう少し具体的に書けないか。またカタカナを多く使うのは良くない。例えば「アダプト活動など。見ただけで内容がわかる表現が望ましい。例えば「河川水辺の国勢調査をより強化して、具体的な施策を考えよう」といふなど。 | 委員 | 明らかに説明が必要な語句については、本文内に注釈で説明をつけますが、細かい用語の説明は参考資料等で対応します。 また、モニタリングの具体的な例示は今後の検討課題にします。 | 良好な自然環境を有する場所等の保全にあたっては、定期的に河川水辺の国勢調査や、希少種の生態等が確認されている箇所において工事実施前に行う調査によるモニタリング調査等を行い |
| 64 | わかりにくいカタカナについては日本語と併記にすべきか(事務局で検討)。モニタリングなどについては例示するとわかりやすいのではないか。 | 委員 | | | |

| 関連項目 | 指 摘 員 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--|-------|--|-------|---|---|
| 第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川維持管理の考え方 | | | | | |
| 2 河川管理施設等の機能の確保 | 72 | 10. 堤防道路交通規制 0~1k 防災・安全・安心・保全・景観・散策・観光・アート・憩い、観察・学習 *理由 この区間は堤防天端に歩車道の区分なく、対面通行であり、途中交差道路なく、見通しが良いため超大型トラクター等が高速自動車並みの速度で通行し、大変危険なばかりか、堤防ダメージ大。 *提言 500m東を平行する片側2車線・歩道・中央分離帯付きの道がある。堤防道路は北行きの一車線に規制し、河道側に広い歩道を設け、交通弱者も安心して通行でき、ゆったりとした気分で利用したい。堤防へのダメージもそれなりに減少する。 | 行政 | 堤防兼用道路のあり方については、河川巡視や水防活動に支障が生じている堤防道路のバスについては、道路管理者等と連携・調整し、堤防の弱体化、堤防の損傷、河川巡視及び水防活動等への支障、河川敷利用の阻害、通行の危険性等の堤防道路が抱える様々な課題について、学識経験者等により構成する「庄内川堤防道路検討会」や「庄内川堤防道路出水時規制調整会」などにより検討を進め、改善を図ります。(p72「河川管理施設等の機能確保」に明記) | 写真4.3.3 管理用道路と分離し道路を小段に設置した事例 (庄内川右岸14.8k付近) |
| | | 72 表題の修正 写真4.3.3に(庄内川右岸14.8k付近)を追加 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | |
| | | 72 注釈の表記を統一する。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | ※1: 庄内川堤防道路検討会(庄内川の以下、同様) |
| | | 73 直轄管理区間→大臣管理区間に修正 | 行政 | | |
| | | 73 p73 表4.3.1中の修正 松蔭第二陸間に「左岸4.9k」を追加 松蔭第二陸間に「左岸4.9k」を追加 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表4.3.1を修正 |
| | | 73 「緊急河川敷道路」→「緊急用河川敷道路」 | 行政 | | |
| | | 75 2.3. 永久橋脚のアリゾニック対策 各永久橋 治水・安全・学習・生きもの：その他 *理由 永久橋脚周辺には大きなアリゾニックに形成されシルト層が溜まっている。以前のヒュム管橋脚に比べ見えない場所に大変危険な箇所が存在するようになった。しているアミ袋入れをモデルに既存の橋を含め、今後作られる永久橋など全ての橋脚にこの施行をし、深みにはまり浮き上がれない危険を阻止したい。 | 一般 | 河川管理施設等の機能維持のため、定期的な河川縦横断面測量や河川点検による河道変状の監視、水閘門・排水機場等の河川管理施設点検、堤防除草と除草後の堤防点検を行い、河川の状態等をより的確に把握し、河川管理施設等の機能の維持を図ります。(p75「平常時の管理」に明記) | 記載済 |
| | | 77 (2) 河道管理 ・河道内の樹木の管理について (原案) 「・・・、環境に配慮し、伐採、間伐などの適正な措置を講じる。」 (修正案) 「・・・、環境に配慮し、間伐などの適正な措置を講じる。」 ※一般的に「間伐」の方法の一つであるので、原案のような形で伐採と間伐を並列で並べるのは適切ではないと思われる。ここで例示する適正な措置が「環境に配慮して、すべて樹木を伐採するのではなく、一部を伐採する」という意味であれば、この部分の「伐採」は削除してはどうか。 | 行政 | 各異語は下記のとおり定義しています。 ・伐採：ここにあって ・間伐：間引いて | |
| | | 77 p77 (2) 河道管理の3行目の「、土砂堆積調査」を消すこと | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 縦横断面測量調査、河川巡視(土砂堆積調査等)により河道の監視を行い、 |
| | | 77 また、河道規制を実施すると巻きあがった「土砂」が流下し「よし原」、干潟、浅海城への影響も考えられますので、その点もご考慮ください。 | 一般 | また、p77「河道管理」にあるように洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の安全な流下に支障となるため規制を行います。必要に応じて瀬や淵、動植物の生息、生育などの河川環境上への影響に配慮し、河道規制等の適切な措置を講じます。 | 記載済 |
| 3 平常時の管理 | | | | | |

| 関連項目 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------|---|------|---|--|
| 77 | 指 摘 P77下から4行目「及び岐阜地方気象台」は必要ない。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台と共同し |
| 77 | 平成12年東海豪雨災害の時、私は西枇杷島町大和中部町内会長でした。9月11日深夜、町役場から避難勧告の電話を頂きました。ただちに各組長さんのお宅を回りました。私の町内会は11組97戸でした。指定の避難先は町民会館と前道センターです。道は流れる雨水で川のようです。私は避難勧告を文字通り受け取り、なぜ避難命令でないのか理解できませんでした。役場に電話したら、避難命令は避難命令と同じことであり、避難命令ではないと指示され、おたまたま各組長さんのお宅に回り徹底しました。避難先が2ヶ所なので引率は考えませんでした。町内会や隣組な法令にはありませんが、町内の選挙で役職を受けましたので重要な責任があります。水が引いてからも大変でした。水害エピソードの処理は大事業でした。町内会長一年の体験でしたが、町内会や隣組は災害時のためばかりでなく地方自治の基礎であると思います。 | 公述人 | 庄内川の本案は「洪水予報指定河川」に指定され、名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台と共同し洪水予報を発令していただきます。平成19年度より洪水予報指定河川においても、避難勧告等の発令、情報伝達及び避難に要するリドタイムを考慮した「避難判断水位(特別警戒水位)」も発表基準に加え、「はん濫警戒水位」において、水防活動の目安となる洪水の状況・水位等を管理者等に発令していただきます。なお、支川矢田川については、「水位情報周知河川」に指定され、「避難判断水位(特別警戒水位)」を水防管理者等に通知していただきますが、さらにきめ細かい情報提供を行うため、「洪水予報指定河川」への指定に向け、洪水予報の精度を向上させるとともに、関係機関との調整を図ってまいります。これらの情報の発信にあたっては、平常時の情報伝達演習等により、水防管理者等に迅速に情報を伝達するとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図り、住民等に迅速にわかりやすい情報の提供を図ります。(P77「洪水時などの管理」に明記) | 記載済 |
| 77 | ●電子機器による情報提供 平成12年の東海豪雨時でも、西枇杷島町庁舎において、庄内川の水量を眺めるのみで、何等の情報提供がなく、破壊してからは遅い。住民の生命・財産を守るという観点からは、事前の的確な情報提供が最も大事である。上流における支流の増水量、雨量、都市化による下水からの流れ込み等、あらゆる条件を事前のコンピュータ管理による事前提供システムの確立2時間後には、1時間後にどのようになるかを推察できる。この1時間2時間が住民の生命財産を守る最も大切な時間である。 | 公述人 | 庄内川流域では、雨量観測所19箇所、水位・流量観測所19箇所及び地下水位観測所4箇所を設置し、河川管理の重要な情報となる雨量、水位等の観測を行っている。これらの情報は、治水・利水計画の立案や治水管理、小里川ダム及び河川管理施設等の操作、洪水予報、水防活動等に重要なものであり、常に最適な状態で観測を行っているよう保守点検を行い、データの蓄積を図ります。また、概ね整備されたシステムを活用し、洪水時の非常時において、データ通信等のシステムを活用し、洪水時の非常時において、迅速かつ的確に情報を関係機関と共有できる情報ネットワークを整備するとともに、わかりやすい情報を迅速かつ正確に沿川住民に提供します。また、P77「洪水時などの管理」にあるように、洪水、高潮、地震、津波などによる被害の防止及び被害の最小化を図るため、県、市町などによる被害の防止及び被害の最小化を図るため、県、市町などとの関係機関と連携して、迅速な情報伝達や水防活動の支援等を行います。(P83「河川情報システムの整備」に明記) | 記載済 |
| 78 | 直轄管理区間→大臣管理区間に修正 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 大臣管理区間の |
| 77 | 77～78ページ 洪水予報河川と水位情報周知河川についての説明もある方がよい。 | 委員 | 右記のとおり注釈で説明を加えます。 | ※1) 洪水予報指定河川：2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして大臣が指定した河川。 ※2) 水位情報周知河川：洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な被害を生ずる恐れがある河川について、周辺住民が、安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位情報を周知する河川。 |
| 78 | 3行目 「水位情報周知河川」⇒「水位周知河川」 | 行政 | 水防法では「水位情報周知河川」です。「水位周知河川」は外部にわかりやすくする場合に用いられます。従って、整備計画では水防法での「水位情報周知河川」を使用します。 | - |
| 78 | 平常時の計画が多く感じるが、異常時の対応が不十分ではないのか。予測システムの開発が必要である。 ・異常出水、集中豪雨：降雨予測システム・操作システム ・氾濫：避難・誘導システム ・地震：水供給・配水システム ・水質：異常水質発生予測システム | 委員 | 庄内川は、洪水予報指定河川に指定されており、洪水予報の精度向上、関係機関との調整を図ります。(P78に明記) また、避難誘導等は河川管理者が実施するものではないため、具体的には明示できません。水供給・配水システムについても同様です。水質については、日常の管理の中で行います。水質保全は、特に中流部で実施してまいります。水の色、臭い、水の泡立ちなど現時点では未確認となつてい部分が多いため、水質浄化技術、流出負荷の抑制対策、住民感覚に見合う水質指標等の調査・研究を進め、県、市町、地域住民が一体となった水質改善の取り組みを推進するとともに、水環境改善の意識向上のための啓発活動を重点的に取り組むなど、必要に応じた対策を実施します。(P68に明記) | 記載済 |
| 79 | 表4.3.2の「蒲須市枇杷島町下小田井」 P79の図表を最新にする。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 表4.3.2を修正 表4.3.2、図4.3.7を修正 |
| 78 | 平成18年7月の川内川豪雨時の鶴田ダムのケースと同様に「計画規模を超える洪水の操作」として流入とほぼ同量となる放流が庄内川(小里川ダム)で発生した場合、その連絡体制はどうか。また、ジュミレーション等による想定を行っているかについてご教示ください。 | 行政 | P78の図4.3.6に示すとおりで、現況の体制に含まれています。 | 記載済 |

4 洪水時などの管理

| 関連項目 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|-------------------|--|------|---|---|
| 5 防災関係施設の整備 | 80 P80図4.3.8に「避難判断水位(特別警戒水位)」を追記 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 図4.3.8を修正 |
| | 81 以下の文章を追記 「海抜ゼロメートル地帯の水防拠点整備にあたっては、関係機関と調整を図り、一定規模の施設等を配置する。」 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | として第二種側帯を整備する。海抜ゼロメートル地帯の水防拠点整備にあたっては、関係機関と調整を図り、一定規模の施設等を配置する。 |
| | 81 「船着場」→「緊急用船着場」 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 自治体と協力し、緊急用船着場や緊急用河川敷道路の整備を推進する。 |
| | 82 図4.3.9を最新の図に差し替えて欲しい。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 図4.3.9を修正 |
| | 82 P82図4.3.9 平成18年度時点(予定)→平成18年度末 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 図4.3.9を修正 |
| 6 河川情報システムの整備 | 85 ページ 4行目 庄内川は → 庄内川下流部、あるいは河口部 自主防災組織についての記述も必要ではないか。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 また、自主防災組織に関しては、図4.3.12中に位置付けられています。 | また、庄内川下流部は、濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯に位置することから、 |
| | 85 ネーデルラントは唐突。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | ※東海ネーデルラント高潮・洪水地域協議会 平成17年8月のハルケーン・カトリーナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯において、計画規模や埋没施設の整備水準を越える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関が共同して策定するための協議会。 |
| | 85 アンケート結果では、利用についての意識が高く、東海豪雨への意識は低くなっている。防災のところに東海豪雨について触れるべき。 | 委員 | 東海豪雨への意識については、整備計画全体でふれているため、ここではあえておられません。 | 記載済 |
| | 85 治水から河川利用への要望が増えてきている。東海豪雨の教訓を入れ、防災訓練等に生かしていくべきではないか。 | 委員 | 洪水時において、迅速かつ的確な水防活動を行うため、平常時から河川管理者、自治体及び水防団等との共同巡視や防災訓練等の実施、情報交換などを密接に行い、相互の協力体制を一層推進します。また、洪水時の浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を住民にわかりやすく提供することを目的とした、洪水ハザードマップ等の作成支援を行うとともに、伊勢湾台風や東海豪雨等による水害の教訓を踏まえ、地域住民、企業、マスコミ及び行政の連携の強化を図り、行政と住民の適切な役割分担のため、自助の支援や地域防災力の向上に関する調査研究を進め、自助・共助・公助がバランスよく機能した地域防災力の再構築を図ります。防災の連携イメージは図4.3.12に明記しています。(P85「被害を最小化するための取り組み」に明記) また、P94図5.1.3に流域における洪水対策との連携のイメージ図で表しています。 | 記載済 |
| | 85 防災の面で、ハザードマップなどが入っていることは評価できる。しかし、実際に災害を軽減するのは住民や市町村になるので、情報の利活用について触れると良いと思う。 | 委員 | 洪水時において、迅速かつ的確な水防活動を行うため、平常時から河川管理者、自治体及び水防団等との共同巡視や防災訓練等の実施、情報交換などを密接に行い、相互の協力体制を一層推進します。また、洪水時の浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を住民にわかりやすく提供することを目的とした、洪水ハザードマップ等の作成支援を行うとともに、伊勢湾台風や東海豪雨等による水害の教訓を踏まえ、地域住民、企業、マスコミ及び行政の連携の強化を図り、行政と住民の適切な役割分担のため、自助の支援や地域防災力の向上に関する調査研究を進め、自助・共助・公助がバランスよく機能した地域防災力の再構築を図ります。防災の連携イメージは図4.3.12に明記しています。(P85「被害を最小化するための取り組み」に明記) また、P94図5.1.3に流域における洪水対策との連携のイメージ図で表しています。 | 記載済 |
| 7 被害を最小化するための取り組み | 85 P.85 一昨年(だったか)の豊岡市の水害を見ると、地域住民だけでなく、たまたま洪水時に通りかかった車が洪水に巻き込まれるということがあることかわかる。一時的な滞在者にも伝える必要があると感じる。ハザードマップなどを参考に、洪水時に浸水する恐れのある道路標示板には洪水情報を流すなどの対策が必要ではないだろうか? または、道路管理者とのより緊密な連携が必要ではないか? など、一時的な滞在者は車の利用者だけでなく、キャンパーなども含まれるか? | 委員 | 河川情報をインターネット、携帯電話で一般公開したり情報表示板で表示します。また、河川利用者には安全な利用を推進するために「安全利用マップ」等により河川利用者等への啓発を行っています(協議会を配置)。(P83、85の図中に明記) | 記載済 |

| 関連項目 | 指 摘 頁 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--|----------|---|-------|---|--|
| 8 排水ポンプ運転調整ルー ルの的確な運用、基準の見直 し | 86 | 内水対策者として今後も雨水貯留施設等の整備を進めてまいります。効果的・効果的に内水対策を行うためにはポンプ排水が有効であると考 えておりますので、ポンプの更新時においては、引き継ぎポンプ能力増 強について協議をお願いいたします。 | 行政 | 河川の整備水準を上回る洪水の発生等により、庄内川が危険な水 位（基準水位）に達した場合等には、堤防の破壊などによる甚大 な被害を回避するため、排水ポンプ管理者や関係機関とともに排 水の運転調整の基準となる水位（基準水位）については、河川整 備に伴う流下能力の向上に合わせて、学識経験者や関係行政機関 で構成する検討会などにより、適宜見直しを行うこととしてい る。（p 8 6 「排水ポンプ運転調整ルールの的確な運用、基準の見直 し」に明記） | 記載済 |
| 9.流域における危機管理のあり方について →流域における危機管理 対策の推進に修正 | 86 | 9.流域における危機管理のあり方について →流域における危機管理 対策の推進に修正 8 行目から、以下のように修正 このため、下流部にてできるだけ洪水を持ち込まないように、中流域にお ける治水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験 者や行政機関で構成する検討会を設置し討議を進め、適切な措置を講じ る。一方、地球規模の気象変動が心配される中、伊勢湾高潮？（この操 な言葉があるかどうかは要確認）を超える高潮や洪水に対しても、被害 を最少化し、迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | (P 86) 9. 流域における危機管理対策の推進 このため、下流部にてできるだけ洪水を持ち込まないように、上中流 域における治水機能等を確保するための流域対策のあり方について、学識経験者や行政機関で構成する検討会を設置し討議 を進め、適切な措置を講じる。一方、地球規模の気象変動が心配され る中、伊勢湾高潮や洪水に対しても、被害を最少化し、 迅速な復旧・復興を可能とする施策を講じる。 |
| 9 流域における危機管理の あり方について | 86 94 | 河川改修と流域の保水力について 流域の開発による雨水流出増加は河川改修に少なからず影響を与えること を鑑み、河川管理者が内水管理者へ積極的な治水対策の協力を要請し るような仕組みを作ることが大切と考える。そこで河川整備計画の中に 河川管理者と流域自治体とで総合治水対策協議会を設置することを明記 するなど、より具体的に流域対策に取り組み姿勢を打ち出されたい（貯 留浸透施設設置）。 | 行政 | P 86の「9.流域における危機管理のあり方について」を「流域に おける危機管理対策の推進」に修正し、8 行目以降を右記のとおり 対応します。 また、P 9 4 では流域における治水対策との連携イメージ図を示 すとともに、下記のとおり明記しています。 「庄内川流域は、昭和30年代より流域の土地開発が進み、丘陵地 や里山、河川沿いの氾濫域、段丘面上に広がる農地まで大規模な 区画整理等が進行したため、流域全体が有していた保水機能が失われ 、市街地の内水被害を始めとして流域全体が洪水に対して脆弱 な状態になっています。このため、流域全体に降った雨を流域や河川等 で互いに分担しあい、洪水をできるだけ庄内川に流出しないよう にすることが必要であり、関係機関等と連携して、問題提起を図 るとともに、流域住民への啓発活動や流域からの流出を抑制する 施策などを進め、災害に強いまちづくりを推進します。」 | 記載済 |
| 9 流域における危機管理の あり方について | 86 94 | 集中豪雨の河川流域におけるミニダム(雨水タンク)設置について。河川 流域はS 30年代より著しく都市開発が進み丘陵地の里山や農地(田んぼ) の廃止で宅地開発が進み、都市の集水浸透機能が損失。そこへ近年の異 常気象での集中豪雨で一気に河川へ雨水が浸入しはん濫、決壊するものが 現状である。その対策として堤防のかさ上げ河道の掘削、橋梁の改善等 に多大な費用が投入されるのが日常である。そこで流域の住民に対し 一石二鳥のミニダム(雨水タンク)助成政策を推進し、日常から水に対し て関心を持たせ、洪水前にはタンクを空にし、貯留させれば計算上ではダ ム一個分の貯水量に匹敵するはすです。市民と一体になって洪水予防政 策をソフトの面から取り組んでいただきたいものです。 | 公述人 | ●ポンプ排水調整について 河川の整備水準を上回る洪水の発生等により、庄内川が危険な水 位（基準水位）に達した場合等には、堤防の破壊などによる甚大 な被害を回避するため、排水ポンプ管理者や関係機関とともに排 水の運転調整の基準となる水位（基準水位）については、河川整 備に伴う流下能力の向上に合わせて、学識経験者や関係行政機関 で構成する検討会などにより、適宜見直しを行います。 (p 8 6 「排水ポンプ運転調整ルールの的確な運用、基準の見直 し」に明記) 貯水対策については、庄内川流域は、昭和30年代より流域の土 地開発が進み、丘陵地や里山、河川沿いの氾濫域、段丘面上に広 がる農地まで大規模な区画整理等が進行したため、流域全体 が有していた保水機能が失われ、市街地の内水被害を始めとして流域全体 が洪水に対して脆弱な状態になっています。このため、流域全体に降 った雨を流域や河川等で互いに分担しあい、洪水をできるだけ庄内 川に流出しないようにすることが必要であり、関係機関等と連携 して、問題提起を図るとともに、流域住民への啓発活動や流域か らの流出を抑制する施策などを進め、災害に強いまちづくりを推 進します。また、図5.1.3に「貯留施設のイメージ図を明記してい ます。」(p 9 4 「流域における対策」に明記) | 記載済 |

| 関連項目 | 指摘員 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|---------------------------------|-----|--|------|--|----------------|
| 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | | | | | |
| 1 河川水の利用 | 87 | 木曾川からの洪水実験を進めている中、従前から実施されてきた庄内川からの洪水(0.3m/s)が持続しているかどうか原案からは読み取れないためご教示ください。 | 行政 | 暫定洪水0.3m/sについては、河川の整備計画が策定されていない為、今後河川の正常流量に対する補給に向けて関係機関と調整していきます。 | - |
| 第3項 洪水時の管理 | | | | | |
| 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 | | | | | |
| | 88 | 5. 河川利用への安全対策 庄内川・矢田川 全川について 防災・安全・安心・教育・環境学習・利用・遊び・スポーツ・旅行・その他色々 *理由 河川利用は全ての自己責任と言うもの、危険予知できる水天端歩道や横断歩道、高水敷や水辺の行動の他、予知できない水中障害物等色々あり、川は危険な場所なため指導が必要。庄内川利用だけ選んで利用されているものが大半の人が存在するにたいして、*提言を行う。一方、河川利用の安全心得小冊子を作り、沿川小中学生に配布したり、その他、川での活動や出前プログラム等々参加者に広く配布する。また、河川工事に際し、施工中も完了後も利用者に安全・安心であるかを厳しく検討してほしい。(租案項目多数現行) | 一般 | より良い川づくりを進めるためには、地域住民が土岐川庄内川に好し期待、魅力、関心等を持ってもらうことが重要であると考えます。このため、ホームページや「庄内川・土岐川だより」「ごんたには」等の広報誌、パンフレット等により積極的に土岐川・庄内川に関する情報発信を行うとともに、「リバー・アクト」など「お夏まつり」などのイベントや商業施設等を利用します。また、土岐川庄内川を活用した総合的な学習や「出前講師」等、地域活動等への向上を図っていきます。 (p.95 「地域とのコミュニケーション」に明記) また、安全利用プログラムの活用も図ります。 (p.88 「河川空間の適正な利用」に明記) | 記載済 |
| | 88 | 適法な入札の実施、「川と人の心をつなぐ『人と自転車』を考えた河川道路の整備」をお願いします。 | 公認人 | 適正な入札の実施は当然行っていきます。また、サイクリングロードのご意見は、「庄内川水系河川環境管理基本計画」における「p.88 「河川空間利用の適正な利用」に明記) | 記載済 |
| | 89 | 1.4. 明徳三角地イベント広場の整備 3k 体験学習・自然環境・水質・利用・その他 *理由 クリーン作戦等イベント実施の際、駐車場、集合場所、人の流れ、給水、トイレ等々不都合な点が多々あつてスムーズな運営がやりにくい。 *提言 南側の資材用道を下流へ拡張。全体スペースを広げ、南側は駐車専用スペースとし、補の下のバス停を拡張、交通をスムーズにすること。北側広場を集会専用とし、現有防災拠点の給水、WCを共有すること。利便性の向上を図り、Eボードの川の駅など使い勝手を増やす。 | 一般 | 庄内川の洪水敷や水辺、水面などの河川空間では、散策や環境学習、伝統行事等の多様な利用が行われています。そのため、河川が本来有している治水機能や良好な河川環境等に配慮するのと同時に、「庄内川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーンニング等を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、親水施設、ビューポイント、アフター利用、河川利用マナーの向上等の啓発など利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。また、坂路のバリアフリー化、河川利用マナーの向上等の啓発など利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。 (p.89 「河川空間利用の維持、保全」に明記) | 記載済 |
| 1 河川空間の適正な利用 | 89 | 1.7. 安全な釣場づくり 4~10k 安全・利用・親水・遊び・学習・強い・スポーツ・その他 *理由 以前大当郎に打ち壊岸があり、水深変化と危険度を知らせる釣場があり、今回工事で消滅した。 *提言 右岸を主体にこの感測器間特有の水深変化に対応した個人の知恵による打ち壊岸を復活し、安全・安心な釣場を提供、市民に親しまれる河川づくりとする。 | 一般 | 庄内川の洪水敷や水辺、水面などの河川空間では、散策や環境学習、伝統行事等の多様な利用が行われています。そのため、河川が本来有している治水機能や良好な河川環境等に配慮するのと同時に、「庄内川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーンニング等を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、親水施設、ビューポイント、アフター利用、河川利用マナーの向上等の啓発など利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。また、坂路のバリアフリー化、河川利用マナーの向上等の啓発など利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。 (p.89 「河川空間利用の維持、保全」に明記) | 記載済 |
| | 89 | 地域とのコミュニケーションの必要性が入っているが、洪水対策と水行軍(歴史建造物)の同時保存は可能であるのか。一方が欠落することは無いのか。 | 委員 | 具体的には、具体的な方法としては、治水対策は、具体的な方法は整備計画に明記できませんが、関係機関による検討会等により対応していきます。 (p.89 「河川空間利用の維持、保全」に明記) | 記載済 |
| | 89 | 具体的な原案には逸脱しているかもしれないが実際に川を見ていて感じる。河川空間の適正な利用の中にさらに川を閉じ込め洪水敷に野球場などを造ることが素晴らしいと思つているような行政が実際に行動して以前より上げていくように川は川として扱おう(対応すべき)もの。*提言 河川空間の適正な利用の向上を図ります。また、坂路のバリアフリー化、河川利用マナーの向上等の啓発など利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。 (p.89 「河川空間利用の維持、保全」に明記) | 公認人 | 庄内川の洪水敷や水辺、水面などの河川空間では、散策や環境学習、伝統行事等の多様な利用が行われています。そのため、河川が本来有している治水機能や良好な河川環境等に配慮するのと同時に、「庄内川水系河川環境管理基本計画」におけるゾーンニング等を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、親水施設、ビューポイント、アフター利用、河川利用マナーの向上等の啓発など利用しやすい河川空間利用の向上を図ります。 (p.89 「河川空間利用の維持、保全」に明記) | 記載済 |

| 関連項目 | 指 摘 頁 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--------------|-------|--|------|--|-------------------|
| 2 良好な自然環境の保全 | 89 | 1.1. 希少動植物の移動 0~1k 自然環境・治水・保護・学習・生き物・植物・観察・その他 *理由 河口部ではそれなりの特有動植物が生息している。しかも、それらは最近やると戻ってきたばかりであり大切に保護・保全されるべきだが色々な工事で大ダメージを受けている。その他の色々な工事はあるが、その時には一時的なボランティア活動の力を借りてでも動植物を避難、移動作業を事前に実施する必要がある。 | 一般 | 工事箇所が生息する希少種の移植に関しては、専門家の意見を伺いながら、時にはボランティア活動の力を借りて行う必要があると考えています。(p 89 「良好な自然環境の保全」に明記) | 記載済 |
| 3 良好な景観の保全 | | 1. 水質調査地点や調査項目が不十分 2. 源流・支流の水質チェックも重要 3. 水の透明度・ニオイ・色・濁・石(コケ)の状態など実感できるパラメータも必要 | 一般 | 庄内川の水質保全は、特に中下流部で実施していきます。水の色、臭い、水の濁立ちなど現時点では未解明となっており、水質指標等の調査・研究を進め、県、市町、地域住民が一体となった水質改善の取り組みを推進するとともに、水質改善の意識向上のための啓発活動を取り組むなど、必要に応じて対応策を実施します。(P 68 「河川水質の保全」及びp 90 「水質の保全、監視」に明記) | 記載済 記載済 記載済 |
| 4 水質の保全、監視 | 90 | 【参考】 表4.3.4の水質測定項目一覧表について、公共用水域の測定計画においては、「総窒素」→「全窒素」、「総リン」→「全リン」として記載します。また、「ムネヘキサゲン抽出物質」及び「全亜鉛」については、生活雑排水項目として整理されています。 | 行政 | 当方の水質調査計画書に従い、名称・項目分けをしております。 | — |
| 5 水質事故への対応 | | | | | |

| 関連項目 | 指 摘 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------|-----|--------|------|-----------|----------------|
|------|-----|--------|------|-----------|----------------|

第5章 地域と連携した取組
第1節 人と川との関わりについて

| | | | | | |
|----|---|--|-----|--|---|
| 92 | 留頭の「土岐川庄内川」→「庄内川」 | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 庄内川は、長い歴史のなかで私たちの暮らしに豊かな自然の恵みをもたらすとともに、 |
| 92 | 全般的に洪水防止対策、美観、環境問題等、地域統合することもご配慮頂きますようお願いいたします。 | | 一般 | 「地域と進める川づくり」、「社会的な課題への支援」、「健全な水循環系の構築」、「流域における対策」、「地域とのコミュニケーション」、「住民参画による川づくりの推進」、「国際的な交流や情報交換等の促進」により実施していきます。(P92に明記) | 記載済 |
| 92 | 維持管理に書かれているもので連携しに入るものがあるのではないかと。 | | 委員 | 流域住民、市民団体、企業、自治体、河川管理者等が日頃から情報共有化や交流を進め、互いに連携し、信頼関係を構築するとともに、住民や関係機関等と連携し、住民との協働による川づくりを展開すると、総じて説明をさせていただきます。(P92に明記) | 記載済 |
| 92 | P86「9.流域における危機管理のあり方について」が一般的論的。新川などについても触れるべきではないか。「地域との連携」のところは、保水・遊水の維持や流域対策などを入れたほうがよいのではないかと。 | | 委員 | 流域住民、市民団体、企業、自治体、河川管理者等が日頃から情報共有化や交流を進め、互いに連携し、信頼関係を構築するとともに、住民や関係機関等と連携し、住民との協働による川づくりを展開すると、総じて説明をさせていただきます。(P92に明記) | 記載済 |
| 92 | 水防センター高水敷の活用方法の情報公開をお願いします。 | | 公進人 | 土岐川庄内川への関心を深めていただくために、土岐川庄内川を活用した総合的な学習、職員による「出前講師」、地域活動等への支援を通じて、地域との両方向のコミュニケーションの向上を図ります。また、地域と一体となった川づくりは、「地域と一体となった河川管理の推進」、「地域活動支援」でアグロ活動による地域住民等の自主的な参画の推進や多種多様な市民団体の活動の支援することにより実施していきます。(P92、P95に明記) | 記載済 |
| 92 | 流域市民の河川に対する意識（関心度）の向上 ・流域面積1,010km ² に居住する市民430万人、子供から大人までそれぞれこの立場で、川に対する関心を少しでも持つよう方策、特にこれらの事を思うと子供に良いイメージを与えたい | | 公進人 | 堤防兼用道路のあり方については、河川巡視や水防活動に支障が生じている堤防道路や堤外アングラーパスについては、道路管理者等と連携・調整し、堤防の現体化、堤防の損傷、河川巡視及び、水防活動等への支援、河川敷利用の阻害、通行の危険性等の堤防道路が抱える様々な課題について、学識経験者等により構成する「庄内川堤防道路検討会」や「庄内川堤防道路出水時規制調整会議」などにより検討を進め、改善を図る。庄内川堤防道路検討会の中で検討していきます。(P73「河川管理施設等の機能確保」に明記) | 記載済 |
| 73 | 川とのふれあいにについては、堤防道路の利用について検討すべき(川と地域が遮断されている) | | 委員 | 積極的に活動している多種多様な市民団体等と連携し、「土岐川庄内川交流会」、「志段味ピオトーア整備」などの河川に関する環境学習活動を始めとする地域住民や市民団体などの地域活動や社会貢献活動、交流の場づくりなどの支援を図ります。主な活動団体は、下記のとおりです。 ●「土岐川・庄内川流域ネットワーク」 ●「河川環境の保全・創出、情報交換と交流、行政や企業との連携・協働等」を目的として平成12年1月に発足。 ●「土岐川・庄内川ササキートセンタール」 ●「行政と流域住民や市民団体との連携活動を円滑に実施するための役割を担うことを目的として平成18年2月に設立。 ●「川ナビ」、「土岐川観察館」 ●「川ナビ」、「土岐川観察館」の案内や指導などを、ボランティアで行っています。(P92「地域活動支援」に明記) | 記載済 |
| 92 | 近年この時期になりますと「蜆」の取りがよくなるかと。今年私は3箇所から調査をしていますがございまして、「初三井」の自生地は3箇所ではないかと思っておりますが「蜆」観察会を通じて「川」水辺に子供連れの家族が親しむことにより、親水性のある河川に近づくチャンスを提供を行っています。ただこれだけでは有りかたと思っております。 | | 一般 | 緊急時の防災拠点として整備した水防センター等には、平常時に開放するなど施設の有効活用を図ります。また、住民活動や河川に関する学習等の拠点として有効活用を図ります。(P92「地域活動支援」に明記) | 記載済 |
| 92 | 流域圏の「森から海まで」の「人」の上下交流を活性化することで、「地産地消」「初産旬消」という「物資の交流の場づくり」、大きく言えば1%でも「食料自給率」が向上する一助になるための「場」「情報」の提供をさせていただきます。特に、清流市の「水防センター」は下流の「道の駅」の「NPO法人」の拠点になっていくよう支援をお願いします。 | | 一般 | | |

1 地域と進める川づくり

| 関連項目 | 掲載頁 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--------------|----------------|--|------|---|--|
| 2 社会的な課題への支援 | 94 | P94「3.健全な水循環系の構築」の文章中に「地下水」が抜けているのではないか。 | 委員 | 右記のとおり対応します。 | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) |
| | 94 | 河川環境の整備と保全については、流域全体を考慮に入れて関係機関や部署間の連携を図ることが重要であり、良好な河川環境の創造のために組織間を超えた取り組みができるよう、相互に協力できる体制が望ましい。 | 行政 | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) |
| 3 健全な水循環系の構築 | 94 | 1998年より五条川や合瀬川で河川保護団体として活動してきましたが、庄内川水系河川整備計画の策定にかかわる催しに一度も出かける機会がありませんでした。自分たちの生活には関係のないことととらえたのはこの計画が庄内川に流れる水だけを取り上げており水循環の観点からではないからです。犬山扇状地でありかつては木曾川の氾濫原でした。江戸時代にお困り地を築堤して依頼木曾川の水をコントロールして豊かな農業と工業を築き立てました。豊かな水循環を取り戻すために以下を望みます。 1. 新川の河川整備計画と木曾川の河川整備計画が有機的に連携し相互に補充しあうこと(上流域として木曾川上流を意識すること) 2. 伊勢・三河湾の再生計画も河川整備計画の中にきちっと盛り込むこと 3. 森林、水田等の所轄である農林水産省ならびに林野庁と連携すること 4. 地下水(湧水を含む)を含めた水循環を提唱すること | 公述人 | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) |
| | 94 | 《海のきれいは河川から 川のきれいは支流から》 1. 土岐川(上流)と庄内川(下流)とのつながり 2. 河川は行政(国・県)と流域住民が連携して全長96キロの河川を守り安全で美しい川としたいものです。 | 公述人 | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) | 健全な水循環系の構築に向け、「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」、「海」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) |
| | 94 | 「健全な水循環系の構築に向けて、調査研究等に努めることを目標とする。」とあるが、具体的には何の調査研究を行うのか？(正常流量に関する項なので、河川流量や利水量などの水収支に関する調査研究なのか、あるいは水循環全般を考慮し、水質や生態系などの面も含めて調査研究を行う想定なのか?) | 行政 | 水循環全般を考慮して、水循環系の調査研究課題等を行っていきます。(P94図5.1.2の水循環系の調査・研究課題に明記) | 記載済 |
| | 43 94 | P43, P94健全な水循環系の構築に向けての調査研究【提案】具体的には何を考えているのか？庄内川について関心をも研究者も多い。できれば共同研究を！ | 委員 | ご意見として伺わせていただきます。 | 記載済 |
| | 94 | P94「4.流域における方策」はもう少し踏み込まないか。流出抑制のための連携だけではなく、流域のリスクに応じた土地利用なども少し踏み込むべき。河川から土地利用への働きかけが必要。 | 委員 | 基本的には内水対策は関係自治体が行うものですので、整備計画に具体的に明記はしていませんが、P94図5.1.3の流域における治水対策との連携イメージ図のように流域全体に降った雨を流域や河川等で互いに分担しあい、治水をできるだけ庄内川に流出しないようにすることが必要であり、関係機関等と連携して、問題点等を認識するとともに、流域住民への啓発活動や流域からの流出を抑制する施策などを進め、災害に強いまちづくりを推進します。 | 記載済 |
| 4 流域における対策 | 43 86 94 | 流域を意識することは大切。流域全体での対策は書けないが、流域に向けた河川整備という考え方が大切。 | 委員 | 現状では、整備計画の冒頭に「水循環系の構築」としての治水・利水・環境の考え方を明記することは、今後の調査・研究、関係機関調整を待たざるを得ない状況ですが、低水・高水を含めて対応の方向性は、以下のとおり記載済みおよび修正で対応します。P94に流域全体を意識した、「3 健全な水循環系の構築」が記載されていますが、「3 健全な水循環系の構築」に地下水に関する内容を追加しています。また、P86の「9.流域における危機管理のあり方」でも流域を意識した治水の取組みを追記しています。さらに、P43の「流水の正常な機能の維持」に流域を意識した正常流量(低水)として、水循環系の課題解決に向けた取組み姿勢を右記のとおり追記します。 | P94 3 健全な水循環系の構築 「森林」、「農地」、「河川」、「地下水」、「水道」、「下水道」等の様々な分野を総合的に捉え、庄内川流域における水循環系の現状と課題、問題点等を認識します。また、課題の解決に向け関係機関が連携、協力して、水循環系に関する調査、研究に取り組みます。(P94「健全な水循環系の構築」に明記) |
| | 43 86 94 | 基本的には流域全体を見る必要がある。源流～伊勢湾といった流域全体の中で、庄内川の治水・利水・環境をどうするか。冒頭にその考え方が必要ではないか。 | 委員 | ご意見として伺わせていただきます。 | 記載済 |

| 関連項目 | 指 摘 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|---------------------|-----|---|----------|---|--|
| 第2節 庄内川の川づくりの進 | | | | | |
| | 95 | 「りばーびあ」→「りばーびあ」 | 行政 | 右記のとおり対応します。 | パンフレット等により積極的に土岐川庄内川に関する情報発信を行うとともに、「りばーびあ」庄内川 |
| 1 地域とのコミュニケー ション | 95 | 1. 庄内川プログラムの立ち上げ 庄内川・矢田川 全川について 自然環境(景観・観察・学習・写真・鑑賞・観光・親水)安全(防災・工事・治水・利水・水質・保全)歴史・文化・生活・資源・スポーツ・遊び・創作・芸術・活用・イベント・その他情報色々 *理由 現行役所サードでの工事・防災関係情報の通知HPでは市民に親しまれない。治川住民や専門的に取り組まれている人の貴重な情報が活かされていない。一般市民サードでの最新情報の交換がなく、市民ニーズに答えきれないため、河川の良さを運ぶ結果になつてい *提案 NP0を窓口にして、工事・防災はもとより、河川に関わるより多くの情報を発信する事で一般市民に庄内川を身近に知ってもらい、かつ川に親しんでもらい、良さを体感してもらおう。市民からのリアルタイムな情報をのせる事で、記事を更新し、役所との関係をつくろ。(相積約350件現有) | 一般 | いまのどころプログラムに関しては予定していません。しかし、より良い川づくりを進めるためには、地域住民が土岐川庄内川に対し期待、魅力、関心等を持ってもらうことが重要であると考えています。このため、ホームページや「庄内川・土岐川だより」川内川に関する情報発信を行うとともに、「りばーびあ」庄内川「なごや夏まつり」などのイベントや商業施設等を利用したオーブンハウス等により地域との情報共有を進めていきます。また、土岐川庄内川を活用した総合的な学習や、職員が有する知見等を地域社会に還元し地域との交流を深める「出前講師」・地域活動等への支援を図ります。(p95「地域とのコミュニケーション」に明記) | 記載済 |
| | 95 | 「春日井の環境まちづくり」に取り組みを始めて9年目となり、環境まちづくりを推進していく過程で、小学校の総合的な学習として春日井市内の庄内川流域の小学校がサポーターの列挙になりました。小学校の中・高学年野外での学習は、担任の先生だけでは安全面・自然環境について知識が不足していることも多々ありました。子どもたちには野外での自然観察を通して、川や山と人との関わりや生きものに触れる学習を促して、私たちが取り巻いているさまざまな環境を学んでほしいと思っています。社会に参加してつくれる子どもたちには、より多くの派流を身近な生活の場として理解してほしいと考えています。そのためには、父兄・地域住民として理解の理解と協力が得られる仕組みを作りたいと考えています。皆様のご理解とご協力を | 公認人 | より良い川づくりを進めるためには、地域住民が土岐川庄内川に対し期待、魅力、関心等を持ってもらうことが重要です。このため、ホームページや「庄内川・土岐川だより」川内川に関する情報発信を行うとともに、「りばーびあ」庄内川「なごや夏まつり」などのイベントや商業施設等を利用したオーブンハウス等により地域との情報共有を進めていきます。また、土岐川庄内川を活用した総合的な学習や、職員が有する知見等を地域社会に還元し地域との交流を深める「出前講師」・地域活動等への支援を図ります。(p95「地域とのコミュニケーション」に明記) | 記載済 |
| 2 住民参画による川づくりの推進 | 95 | 現行河川事務所では、庄内川の防災・工事・道路関係の情報をHPで流れてくるがこれは関係者向けであり、治川400万人向けでない。庄内川プログラムを立ちあげ住民参加が可能なこと。役所と市民との交流を結ぶ事で協働意識の高揚と河川は共有資産である理解が育まれると思う。これは計画に盛り込むまでもなく今すぐでも実施できると思います。NPO活動の第一歩として早急に実施してほしい。 | 一般 | いまのどころプログラムに関しては予定していません。しかし、より良い川づくりを進めるためには、地域住民が土岐川庄内川に対し期待、魅力、関心等を持ってもらうことが重要であると考えています。このため、ホームページや「庄内川・土岐川だより」川内川に関する情報発信を行うとともに、「りばーびあ」庄内川「なごや夏まつり」などのイベントや商業施設等を利用したオーブンハウス等により地域との情報共有を進めていきます。また、土岐川庄内川を活用した総合的な学習や、職員が有する知見等を地域社会に還元し地域との交流を深める「出前講師」・地域活動等への支援を図ります。(p95「地域とのコミュニケーション」に明記) | 2 住民参画による川づくりの推進 河川整備計画を具体化するための事業の実施に際しては、事業の進め方や住民の関わりを予め明確にし、お互いに情報を共有化することと参加の機会を設けるなど、住民が参加できる具体的な川づくりを推進する。 <u>河川管理においても、治川住民(河川愛護モニター)による河川状況を監視するなど、住民参画を実施していく。</u> |
| 3 国際的な交流や情報交換等の促進 | | | 委員 | 右記のとおり対応します。 | |

| 関連項目 | 指 摘 | 意見及び質問 | 意見 分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|--|---|--|----------|--|----------------|
| (附図) 庄内川平面図【大臣管理区 間】 | 附図 2~4 河川整備事業で、高水護岸、低水護岸による落合ポンプ所等の放流渠への影響がある場合については、予算措置が必要となるため、運くとも前年度予算編成時までは通知をお願いしたい。 | | 行政 | 関係機関と調整を進めていきます。 | - |
| 河川整備計画整備箇所詳細図 | 附図 3 「海部郡大治町」の表示を入れて欲しい | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 附図3を修正 |
| | 附図4 距離標の間違い 18.0k~23.0k→14.0k~23.0k、23.0k~28.0k→23.0k~32.0k | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 附図4、5を修正 |
| | 附図 4 種徳ポンプ所が記載されておりませんが、本市ではホームページ上の市民向け防災情報(雨水情報)において当該ポンプ所を公表しておりませんので、記載をお願いしたい。 | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 附図4を修正 |
| | 附図 8 ×「東渡上水道水管橋」→○「岐阜東部上水道水管橋」 | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 附図8を修正 |
| 縦断面 附図 10 ×「東渡上水道水管橋」→○「岐阜東部上水道水管橋」 | | | 行政 | 右記のとおり対応します。 | 附図10を修正 |
| 主要地点横断面 附図 13 | 庄内川22.0Kと庄内川23.6Kの左右岸の地名の確認 | | 一般 | 右記のとおり対応します。 | 附図12、13、14を修正 |
| その他 | 河川の流下能力を高める為の河道掘削量合計177万m ³ の処理について 庄内川水系にはダムが少なく、逆上流域から中下流域への土砂の流入堆積量が多く、逆に木曾川、飛騨川にはダム・堆が多く存在する為、中下流域への土砂量は減少していると考えられる。木曾川河口の干潟、中流域の砂礫河原の消失はそれを如実に物語る。そこで、庄内川河口床掘削で発生する土砂を木曾川の干潟の再生や洗掘から護岸を守るための高水敷整備に再利用できないかどうかが検討されたい。 | 水利権の更新について「[P]」で「更新申請、更新許可」の情報が公開されるようにして下さい。それぞれ言い分はあると思いますが、濠反政策の中で従来の水利権の農業用水権、「環境」が改正河川法でうたわれて10年経過しても、同じ「工業用水」を河道地下から汲み上げることが当たり前前の実態は、30年先を考えた場合、この提案は妥当なものでないでしょうか。 | 行政 | 残土処分場がなく、河道掘削で発生した大量の土砂の処分には苦慮しています。近隣の市町にも処分先をお願いしながら、発生土の有効利用も考えながら、公共事業に利用していきます。 | - |
| | 水利権の更新について「[P]」で「更新申請、更新許可」の情報が公開されるようにして下さい。それぞれ言い分はあると思いますが、濠反政策の中で従来の水利権の農業用水権、「環境」が改正河川法でうたわれて10年経過しても、同じ「工業用水」を河道地下から汲み上げることが当たり前前の実態は、30年先を考えた場合、この提案は妥当なものでないでしょうか。 | 水利権の更新について「[P]」で「更新申請、更新許可」の情報が公開されるようにして下さい。それぞれ言い分はあると思いますが、濠反政策の中で従来の水利権の農業用水権、「環境」が改正河川法でうたわれて10年経過しても、同じ「工業用水」を河道地下から汲み上げることが当たり前前の実態は、30年先を考えた場合、この提案は妥当なものでないでしょうか。 | 一般 | ご指摘のとおり、受益地の減少など利水をとりまく状況に際しては必要水量が変わるのとは当然のことと考えます。水利権の更新手続きにおいて、必要水量の精査確認などを行ううえで、必要に応じて許可取水量の変更を指導しております。また、(個人情報保護の観点から、)有効な情報発出の方法などについて検討していききたいと考えます。 | - |
| | 水利権の更新について「[P]」で「更新申請、更新許可」の情報が公開されるようにして下さい。それぞれ言い分はあると思いますが、濠反政策の中で従来の水利権の農業用水権、「環境」が改正河川法でうたわれて10年経過しても、同じ「工業用水」を河道地下から汲み上げることが当たり前前の実態は、30年先を考えた場合、この提案は妥当なものでないでしょうか。 | 水利権許可にあたっては一定の許可期間を設定しており、期間更新時には必要の精査確認を行った上で、必要に応じて許可取水量の変更を指導しております。庄内川流域を含む愛知県西部では生活用水の多くを木曾川水系に依存しており、同水系には牧尾ダム、岩屋ダムをはじめ多くの水源施設が建設されています。御指摘のように節水機器の普及や中水道の利用をより推進する必要がありますが、愛知県西部には木曾川水系以外に大きな河川はなく、将来的にも生活用水の多くを木曾川水系に依存している現状は変わらないものと思われまます。なお、『利水予測』に人口変動をはじめ、各利水事業者による必要水量算定にあたり予測されております。 | 一般 | 水利権許可にあたっては一定の許可期間を設定しており、期間更新時には必要の精査確認を行った上で、必要に応じて許可取水量の変更を指導しております。庄内川流域を含む愛知県西部では生活用水の多くを木曾川水系に依存しており、同水系には牧尾ダム、岩屋ダムをはじめ多くの水源施設が建設されています。御指摘のように節水機器の普及や中水道の利用をより推進する必要がありますが、愛知県西部には木曾川水系以外に大きな河川はなく、将来的にも生活用水の多くを木曾川水系に依存している現状は変わらないものと思われまます。なお、『利水予測』に人口変動をはじめ、各利水事業者による必要水量算定にあたり予測されております。 | - |
| | 名古屋市中では市内の「湧水地」を作成されているとお聞きします。また、「庄内川流域」で、先ずは「市」単位で「湧水地」を策定し、その結果を交流する「場」づくりを提案します。 | | 一般 | 今後の提案として参考にさせていただきます。 | - |

| 関連項目 | 指 摘 | 意見及び質問 | 意見分類 | 河川管理者の考え方 | 考え方に対応した【原案】内容 |
|------|-----|---|------|---|----------------|
| | 指 摘 | この水は「硫酸イオン濃度」が550ppm、溶解性CODが30mg/l (COD全体の約90%)もある「汚い、臭い、泡立ちのある」です。工場から排出される水は、24時間、毎日、その量が「1,9t/see」で、水温が「約30℃」と地域幅差値の高い水です。しかしながら、年間を通じて一定量が確保されているので、この水の環境負荷を下げることも、掘削への導水などを含め、この水の有効利用を強く考えるべきでしょう。 | 一般 | 庄内川は、排水も含めて、水質浄化と正常流量の判断を行っています。 | - |
| | 指 摘 | 1.5. 河口漁師町の生活遺産保全 4k 歴史・文化・生活・学習・防災・その他 *理由 室町時代末期から続く古い歴史ある河川漁師町の貴重な歴史・生活・文化の様子が今回の新川堤防改修工事に伴う移転により跡形もなく全てが消失しようとしている。 *提言 現在進行中の工事で新たに発見される堤防埋め立て跡の様子を示す遺構や、海辺漁村とはまったく異なる、生活文化に密着した閉所(カブツヨ)の階段跡等々そこで使われた資材や工法等々次山貴重な物は写真などで保存したい。 | 一般 | ぜひ記録として残して頂きたいと思います。 | - |
| | 指 摘 | 9. 環境省学習施設へのアクセス 0k付近 自然環境・学習・生きもの・観察・利用・観光 *理由 船水ビクターセンターと護国活動センターは共に環境省の施設で一対をなして機能するものが、交通アクセスの不都合で多くの市民から背を向けられ、中には批判されている。 *提言 両施設間に人道橋建設は不可としても、不定期運行でいい、自動車または小型船舶による移動手段を整える事で多くの市民に利用しやすい交通アクセスを作る。 | 一般 | 施設間のアクセスに関しては、河川管理者で実施することができません。 | - |
| その他 | 指 摘 | 下流ですすでに河道掘削がすすまっていますが、今後170万m ³ の淤塞計画が計画されています。この土砂の利用についてどの様にされるのでしょうか？土砂の汚染度工事計画によって異なると思いますが、干潟、浅瀬の修復にも使えませんか？この点もご検討いただければと思います。 | 一般 | 遊動遊物発生土の有効利用に関しては、データを管理しておられ、河道掘削等で発生する土の予定や実施は登録されています。処分には苦慮していただきますので、近隣の市町にも処分先のお問い合わせしながら、発生土の有効利用も考え、公共事業に利用し環境に配慮しながら河川整備を実施してまいります。(p.59「河川整備上の配慮事項」に記述) | - |
| | 指 摘 | 河道掘削(170万m ³)土砂利用データの計画・実施を公表して下さい。 | 公道人 | | - |
| | 指 摘 | 拝啓、私は庄内川の支流矢田川に住む尾張旭市矢田川に親しむ会の一員です。ここ15年位前から河床の掘削方式だと思われる工事が進み、田舎が露出し地下水の分断化が進み、環境が少なくなり、そして農業用水の排水出口の高低がなくなり、魚類の「遡上」ができなくなりました。本流には立派な「遡上」工事がし、もう一つ本流に直線排水と農業用水を長く保てる形式にしたいと思っております。植生が豊かになり、魚の繁殖、幼魚の生育場所の提供にしたいと思っております。(ワグネル的流れ)よろしく、はがき2枚目で支流の矢田川ですが、瀬戸までは整備しないところがあります。シートパイルが打ってあり上流はまだ矢田川の合流点は最も良いと思われま。 | 一般 | 矢田川上流(宮前橋より上流)は愛知県管理区間となっています。つきましては、愛知県に情報提供を行います。 | - |
| | 指 摘 | 第1章、2章の文章は全体的にあまり良い文章とはいえない、3章以下は別の執筆者と思われ、比較的良い文章になっている。1章、2章については、内容はもちろん、文章の推敲が必要と感じる。 | 委員 | ご意見として伺わせていただきます。 | - |